

1. 令和3年第2回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和3年6月21日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第60号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第61号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第66号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	健康福祉部長	田 口 昌 彦

農林水産部長 五味川 康 浩
環境水道部長 猪 俣 浩 巳
代表監査委員 大 坪 博 之

商工観光部長 可 児 俊 行
教 育 次 長 佃 良 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
係 長 三 島 栄 志

議会事務局
議会総務課
主 事 恒 川 祐 輔

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、本日の一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議場内の人数を減らすため、約半数の議員においては、別室で一般質問を視聴することとし、答弁する執行部についても、答弁に関係のある部長のみの出席としましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 野田勝彦君、11番 田中やすひさ君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 原 喜与美 君

○議長（山川直保君） それでは、8番 原喜与美君の質問を許可します。

8番 原喜与美君。

○8番（原 喜与美君） おはようございます。

郡上市におかれましては、コロナウイルスワクチンの接種は本格的となりまして、関係の職員の方、また、幹部職員の皆様には、連日にわたり大変御苦労様でございます。心から感謝を申し上げます。市民の皆さん方の健康と、そして安心して暮らせる生活のために、今しばらくの間、御苦労さまでございますが、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、農林部門で2つの質問をお願いをいたしたいと思っております。

まず最初に、人・農地プランの作成状況についてお伺いをいたしたいと考えております。

この人・農地プランの策定につきましては、中山間地域の郡上市にとって自然豊かな里山集落を守り、地域の存続を図ることを目的に人・農地プランの策定が展開をされております。

この人・農地プランは、全国的に国の指導の下に展開されているものであり、人・農地プランの策定は、単に農家のみの将来を考える問題ではありません。地域全体の将来を考えるものであって、私はこの文言の「人」とは、地域を指すものだというふうに認識をいたしております。

つまり、地域・農地プランであると考えております。地域の住民の方々が、農家も、そして農家でない皆様も一緒になってその地域の実態を把握し、地域の将来像を描き、今置かれた状況、そして実態、それから今後の予想を地域全体で共有する必要があると考えます。

人・農地プランという表記では、農家以外の方々が、私たちには関係ないことだというふうに見えるかもしれませんが、そうしたことから、国では実質的な人・農地プランでなければならないということで策定を急いでおるところでございます。

郡上市にとって、何としても市内の農業地を守り、農業者の経営存続を図り、これらの農地から生活に欠かすことのできない食料生産の確保に努め、市内で消費される食料の中で市内で生産が可能な農産物につきましては、市内の自給率を100%以上目指す必要があると考えております。

いずれにしましても、人口減少と高齢化が顕著な郡上市にとりまして、この人・農地プランとともに、小さな拠点づくりの体制を整備、実現する必要があると考えております。

市では、牛道地区と西和良地区でこの小さな拠点づくりのモデル地区を設定されまして、今年度より事業展開をしてみえますが、この小さな拠点づくりの基礎となるのが、この人・農地プランであると私は考えております。

そうしたことから、人・農地プランの全域の策定が欠かせないものであり、早期に策定完了をする必要があると思います。未策定の地域については、農業委員、また、特に農地適正化推進委員に協力を願い、地域の自治会長、または地区会長、農事改良組合長さんたちにリーダーシップを執っていただき、JAの協力もお願いして、早急に策定完了に取り組む必要があると考えます。

そこで、お伺いをいたします。

現在の人・農地プランの進捗状況と、今後の未策定地域の策定に向けた方策について、まずはお伺いいたします。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは失礼します。原議員の御質問にお答えをします。

最初に、少し、人・農地プランとはということの御説明をした後に、策定状況、今後の方針についてお答えをします。

まず、人・農地プランにつきましては、原議員さんがおっしゃるとおり、平成24年から国が農政の柱として定めた制度になります。制度が始まった当初は、全国多くで、市町村単位で1つの人・農地プランを策定される場所が多くございましたが、郡上市の場合は、せつかく作るプランであれば実のあるプランということで、顔の見える範囲、いわゆる集落単位での策定を進めてまいりました。

こうしたところの中で、令和元年度から、国は人・農地プランの実質化を義務づけされております。いわゆる市町村単位でつくられたプランについては、ちょっと語弊がありますが、ややもすると机上的なプランになりがちで、その中身が農家の方に伝わっていないところもあって、実質化、実のあるプランにしようということが義務づけをされております。

実質化はということかと申しますと、きちんと農家の方からアンケートを取り、今後農業を続けられるか、後継者はあるか、そういったようなところ、場合によっては農地を貸してもいいか、そういうようなところを反映して、いわゆる図示化をしていきます。農業経営のハザードマップ的なものでありますが、こういったことで、しっかり地域の農家の方、集落の方が共通認識で、目標はどうしていくんだ、今後どうなるんだをしっかりと可視化することが大変重要であるというふうに考えております。

また、原議員さんが、そう意味で地域・農地プランやということでおっしゃられましたが、私も同じように、この人・農地プランの抱える内容は、生産基盤と同時に地域の生活環境である農地をどう守っていくか、また、あるいはプランの中で位置づけられる中心的経営体というのは、中には移住を目指した新規就農者とか、担い手農家がありますので、これも地域の移住・定住に関わる問題ということで、まさしく地域・農地プランであると思っておりますし、そういったところの中で、策定に当たりましては、農業委員さん、適正化推進委員さん、農事改良組合長さん以外にも、自治会長さん、地区長さんが積極的に加わっていただいて、プラン策定を進めておるところであります。

こういったところで、現在の策定状況になりますが、令和2年度末で、プランが策定された地区は63地区になります。うち、国の定める基準の実質化は57地区になります。この57地区の内訳は、八幡が22、大和が6、白鳥が8、そして美並が12、あと高鷲、明宝、和良は3というふうになっております。

この人・農地プランで対象となっておる農地面積は、合計で1,476.2ヘクタールと、郡上市全体の農振農用地面積の58.5%をカバーしておる状況になっております。

もう一つは、年度別の進行状況ですが、平成30年度末で、人・農地プランの数は21地区でした。これは旧基準のプランとなります。実質化が位置づけられた令和元年度末では34地区、うち実質化が19地区となります。さらに、2年度末は、先ほど申した63地区で、実質化が57地区ということで、年度を追うごとにこのプランの策定状況は加速化をしておる状況ではあります。

加速化しておる要因については、主に3つあると思っております。プランについて、非常に認識が高まった中で、地区長さん、農事改良組合長さん、そして農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの御尽力と、JAの職員、また、手前みそにはなりますが、農務水産課の職員や地域振興事務所の頑張りによるところ、こちらが一つ大きいと思っております。

もう1点は、プランに対するメリット性が拡大したことにあります。以前のプランは、どちらかというとプランの中で位置づけられた中心的な経営体、担い手農家や新規就農者への支援策が主となりましたが、今はそれを、プランを作られた集落全体に拡大するという形でメリットが拡大をしていっております。

代表的な事例は、中山間直接支払制度、こちらが、令和2年度から第5期対策が始まりましたが、この中で、いわゆる単価要件として、10割単価の要件が、人・農地プランと同等の集落戦略を5年間のうちでつくると、そういったことをすれば満額交付金が交付されるというような要件になってきました。ちなみに、10割要件を、今回、第5期の中で選定された地区は、集落協定数154協定のうち127協定、全体の82%ほどこういうプランを作っていくということで10割単価を目指されておることになります。

あとは、ハード事業とのリンクも最近では顕著になってきました。農道水路整備を行う中では、あくまで採択される地区には、人・農地プランができてこないと採択がされないということもあって、必要以上に人・農地プランを作ろうということが進んでおります。

もう1点は、ちょうどプランについては平成24年、10年前に進んでおりますが、予想以上に、いわゆる高齢化ということが加速化しておるというふうに感じております。当時の日本全体の農業者、65歳以上の占有率は64%でありました。ところが、直近の2020年農業センサスでは、こちらが69%に上がっておるという状況であります。また、平均年齢につきましても、県、郡上市ともに以前は60代であったものが、直近では70代という形の中で、非常に高齢化が進展しておると、そういうこともきっかけとなってプラン策定につながっておるというふうに考えております。

こういった状況の中で、今後の進め方ということですが、間違いなく、補助事業の要件となっておる第5期中山間地域直接支払で、いわゆる10割単価集落戦略を策定されるところの未策定地区が対象となります。こちらは、3年度現在で89地区、面積にして835ヘクタールありますので、これは補助事業の要件として残り4年間の中で必ずつくるといことになりますし、これ以外にも、先ほど言ったメリット性の中で、農業生産基盤、水路圃場整備、農道整備をやりたい地区は、プランが、もし、ないとすると、プランをつくっていただくことになります。

さらには、中心的経営体の支援ということで、今後、新規就農者とか新たな御相談があれば、これもプランに位置づけて支援をするという形になりますので、これらを総合して進めていくことになりますし、できる限り郡上地域全域の中でプラン策定を進めていければというふうに思っております。

ますので、よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) ありがとうございます。詳細にわたっての御答弁ありがとうございます。

お話を、今、聞きますと、場所においては63か所、また、面積的には6割弱の——面積割合でいいますと——策定が進んでおるといふ御報告でございました。

現在は、コロナウイルスの関係もございまして、農家に入つての座談会等ができないような状況でございますので、この時期に早くと言つても無理があろうかとは思いますが、今答弁にもありましたように、この先まだ期間がございますので、早急に完了に向けての準備をよろしく願いいたしたいと思ひます。

そこで、続いて質問をさせていただきますが、今御答弁にはありましたように、面積的には約6割弱ということで、面積割合でいきますとまだ4割ほどの未策定地域があるということでございますが、これらにつきましては、今御答弁いただきましたが、よろしくお願ひを申し上げまして、既に策定が済んでおります6割弱の面積におきまして、策定はしっかりされましたも、この策定プランに基づきまして地域でしっかり活動をしていかなければ、いわゆる絵に描いた餅ではまずいということになりますので、せつかくこの策定をされました地域における現在の取組状況、まだ策定したままで手が付けてないという箇所もあろうかと思ひますが、早い地域におきましては、もう既に年数がたつておると思ひますので、それらの地域におきましての、もし、課題等ありましたら、または、今後、この策定に向けて、地域が事業展開をしていく上におけるいろいろなアドバイスがなければ、プランを作つた後は地域でやんなさいでは、ちょっと丸投げになるかと思ひますので、その辺のフォロー策等々について、お伺ひができればありがたいと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

○議長(山川直保君) 五味川農林水産部長。

○農林水産部長(五味川康浩君) それでは、私のほうからは、策定地域の状況、そしてフォローアップ体制についてお答えをさせていただきます。

原議員さんおっしゃるとおり、プランの策定というのは、完了ではなくてスタートであるというふう感じております。そのあたりで出てきた課題をどうつなげて解消していくかということが一番大事でありますので、結果、つくつた以降については、フォローアップ体制を取りながら地域課題解決を進めておるといふことです。

1つは、プラン全体の中では、その目的として中心となる経営体、いわゆる今後農業を背負っていただける農業者、頑張りたいと思ひ農業者を支援することが1つの統一テーマでありますので、全体のお話でいいますと、24年以降、この中で、国の青年就農給付金制度を使って17名の新規就農

者を支援しております。このうち、移住者が10名、Uターンが3名です。同じく27年度から、県が始めました後継者等就農給付金事業におきましても23名、うち移住者が6名、Uターンが1名であります。

また、プランに位置づけられることによって、制度融資の、いわゆる無利子化ということが進められておりますが、30年から2年までの3年間で、融資額が2億9,030万円、件数にして19件ですが、このうち18件が無利子化融資というふうになっております。

さらには、地域の中ではプランに基づいて農地集積を進めておりますが、こちらは、農地中間管理機構でしっかりとした権利設定されたのが、27年から令和2年までで118ヘクタールとなっております。また、こういう集積をされた地域に対しては気候集積協力金という交付金も出ておりますが、こちらも合計で15地域、96戸、そして面積については、延べで9,726アール、金額にして3,570万円ほどの交付金を交付させていただいたと、プランに、頂いた課題の中で、確実に制度事業を使いながら支援をしておるといことです。

あとは、個別地域の状況ですが、当然プランでお話をする中で、地域の農地をどう守っていくか、個人の方は高齢者でなかなか守っていけないとすると、じゃ、地域全体で守るような組織を作ったかどうかというようなケースがあります。そういったケースの中では、27年に大和の栗巣地区で、プランを作ることの経緯の中で農事組合法人ファットリエ栗巣さんというのをつくられて、地域全体での農業経営を進めていくというケースもありますし、同じように並行して、今現在、八幡の市島地区では、集落営農づくりという気運も高まりながら進めておるところであります。

また、ハード整備のこともですが、現在、県営の中山間総合整備事業において、白鳥地域の中で、やっぱり老朽化した農道、水路を直したいということで、現在プラン作りを進められている地区もありますし、逆に、明宝の寒水地区では、プランをつくったことによって、やはりもう少し大區画な圃場が必要でないかということで、プランをつくった以降にハード事業の採択を目指して集落合意を取りながら進めておると、そういった意見書も生まれております。

さらには、先ほどの事例の中で、プランが小さな拠点づくりとつながるというお話もございましたが、その中の1つの西和良地区につきましては、人・農地プランもつくられながら、そしてこういう地域の課題を話す中で、地域独自で、例えば、デイサービス事業ができないか、あるいは小学校の跡地を利用できないかという課題があって、そのことをするために地域づくりの会社として合同会社西和良村というのをつくられました。そういった理想とする地域づくりの計画を行うとともに、現実的にはそういったものを運営していくための費用が必要になりますので、この中では農業経営にも取り組まれて、夢に向かって進んでおられるというケースがございます。

いずれにしても、そういったフォローアップ体制が何よりも大切と思っておりますので、今後も、つくったプランを見直しながら、必要に応じてフォローをしながら、郡上の人・農地づくり

を進めていければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) 詳細な答弁、誠にありがとうございました。

今、部長からお話がありましたように、せっかく策定されたプランでも、これを実現していくにはしっかりとフォローが必要でございますので、今後もしっかり、この策定した地域においては実現に向けてのフォローをよろしくお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、森林行政に対する地域リーダー的な人材の配置についてお伺いをいたしたいと思います。

市内の9割を示す山林を有するこの本市におきましては、100年先の森づくりを目標に、本市の森づくり構想が企画、検討をされております。

県内でも、この山林行政においては郡上市のやり方が先端を歩んでいるとの評価を受けている状況でございます。特に構想の中での林班のゾーンニング計画は画期的なものであり、全国的にも検討、研究がなされているところでございます。

担当職員の皆さんには日夜御努力を頂いていることと感謝申し上げるわけでございますが、机上のプランはしっかりできていても、私の目には、なかなか現場での実践作業が進んでいないように感じます。これは、感じますのは私だけかもしれませんが。

そこで、この構想を一日でも早く実行及び実施に向けて進めるため、農業委員会の中に位置づけられております農地利用最適化推進委員のような役割の林業版の委員を委嘱設置し、山林所有者と直接に事業折衝し、よりスムーズに作業を進めるための委員を設置することはできないものかと思うわけであります。

森林組合におきましては、類似した委員が設置されておまして、森林組合では林業推進委員というお名前でも、市内290名の方を地域ごとに選任配置をしておられるようでございます。この方々を全面的に市として当てにし、森林組合へ全てを丸投げというのは、市にとっては得策ではないと考えますので、より充実した新しい組織を新たに立ち上げるか、または、今申し上げました森林組合既存の林業推進委員に対し、市からも手当等を支給して委嘱し、組織の拡充と活動力の強化を図り、森林組合と協力して地域内の山林所有者との意見交換、また、意向調査等を進め、森づくり構想を早期に実践できる現実的なものにしていく必要性を感じます。

いずれにせよ、最前線で働いてもらう組織の設置が必要と思われます。そこで、委員の委嘱に対するこの手当は森林環境譲与税等を活用し、農業関係でいいます農事改良組合長さんのような形態の林業経営、また、林業行政に特化した委員の設置を切望いたしますが、それについてのお考えをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、原議員から厳しい御指摘と御提案ということで頂きました。

考え方は一番最後に述べさせていただきますが、少し、ゾーンニングのことだけ、状況を御説明させていただきますと思います。

郡上市は大変広大な山林面積を有しておりますので、やはりそこを整備していく中では、ある程度の区分分け、ゾーンニングが必要ということで実施をしております。

状態につきましては、郡上市全体で約9万ヘクタールがあって、うち私有林が7万4,000ヘクタールございます。財産区とか県有林・市有林は除いた面積になります。その中を、木材生産に適した木材生産林として2.9万ヘクタール、そして、なかなか木材生産には厳しい条件のところを環境保全林という形の中で4.5万ヘクタールの区分分けをしております。

こちらは、ゾーンニングの区分分けであるとともに、結果、目指す活動についても少し住み分けをさせていただいておる。いわゆる木材生産林は、経済活動が主体となりますので、当然その活動については民間活動が主体になるということ、逆に、環境保全林のような経済性だけでは管理が難しい部分については、やはり公的機関である市が関与をしながら、ここをどう守っていくかということが必要になってくるというふうに考えております。

その上で、令和元年度から森林環境譲与税、そして森林経営管理制度という形の中で、市が山づくりに関与できるようになったことが始まりましたので、市としてもこのことを、まず主体的に進めておるということです。

結果は、環境保全林の中で、集落周りでこのまま放置をされてしまうと、いわゆる災害リスクが高い箇所、37地区を選定して、こちらを、今、整備を進めておるところであります。

令和2年度末現在、37のうち11地区で意向調査や境界確定あるいは施業プランの策定、一部森林整備という形の中で進めてまいりましたし、また、こういったことを整備するについては、法的にしっかり市が施業をする権利、森林経営管理権というものをしっかり取得して進めております。こちらも、令和3年5月現在で147名の所有者の方、筆にして596筆、面積について93.3ヘクタールの管理権を取得して進めておるところになります。

こういった事業を進めていく中で、原議員さんの御提案あったように、やはり地域の中で森林の事情に精通された方がお見えになれば、所有者が誰やとか、あそこの境界はどうやとか、そういうところのアドバイスを頂ける大変心強い人材があるとありがたいというふうには考えております。

違うもう一方のところでは、地域に頼るだけではなくて、森林経営管理制度が進むように、令和2年度から、新たに境界明確化事前準備事業という形の中で、森林組合のOBの方、2年度は6名

の方ですが、この方に林業森林管理指導員という形をお願いして、事前活動をしていただいております。地域に入って、ある程度の地域の情報を収集、次の整備に向かっていく事前準備を取り組んでおるところであります。

こういった市としては取り組んでいるところがありますが、もう一方は、原議員さんの御提案のあった森林組合で設けられておる林業推進委員につきまして、少し御説明をします。

手元に森林組合の設置要綱をもってありますが、こちらについては、平成16年7月から施行・設置をされておるといふこと、目的につきましては、第1条の中で森林組合と組合員との連携を密にし、組合運営の効率化と組合に対する情報の提供に資するためといふこと、任期については、3年間といふこと。また、林業推進委員の業務としては、1つとして郡上市の林業発展に関すること、また2番目からは、組合事業発展に関すること、組合と組合員の連絡調整、情報交換に関することを位置づけられておりますし、人数につきましては、正確には、先ほど290とおっしゃられましたが、279ということになっておりますし、こちらは、農事改良組合長の数よりも多い数が地域に配置をされておるといふこととなります。

こういった森林組合の林業推進委員制度ですが、設置当初のところは、やはり推進委員さんに――非常に御活躍、業務をお願いしながら進めてきたと。場合によっては、施業地の取りまとめであったり、また、再造林をする際の苗木の注文を承っておったという状況があるそうです。また、併せて、年度当初には、組合事業がこういうことをしますよといふことの御説明会もされておったということでした。

ところが、23年度から国の制度が森林経営計画制度に替わったといふことがあります。何かといふと、それまでは施業地計画ですので、所有者が、例えば点在している自分の土地を施業する計画をしていけば事業はできた。ところが、23年度からはエリアを固定してその中での事業を進めていく制度に替わったこと。また、つくった計画については、必ず5年間以内に実施をするといふ義務づけがあることから、少し高度な専門知識が必要といふことで、こういった場面については、森林組合の職員が直接地域に入って御説明をしながら進めてきたといふことで、以前と比べると林業推進委員の御活躍の場が減ってきた。で、現在は、組合の発行するような機関誌、情報提供といふ形が主な仕事といふことになっております。

こういう設置要綱も見ながら、過去の経緯も見ながらですが、せつかくある林業推進委員さんに御活躍いただける場面は、やっぱりつくっていく必要があるかなと思います。そのやり方としては、御提言のあった手当の増加とかそういうことよりも、やはりまずは原点に立ち返るべき。いわゆる推進委員さんにしっかり、推進委員さんの意義もそうですけど、組合事業がどうであるかといふことの御説明が必要だと思っておりますし、それに加えて、市が進めておる林業行政支援制度、そういったこともお話をしながら、林業推進委員さんの体制の強化につなげていければといふことで、現在、

森林組合と協議をしながら、そういった御活用のことをしていければというふう感じております。

諸課題、いろんなところでありますが、広大な森林面積を郡上市は有しておりますので、こういった資源を活用できるよう、市、そして組合、そして民間事業者、さらにはこういった推進委員さん協力のもとに全体的な林業行政を進めていければというふう考えておりますので、よろしくお願ひします。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保君) 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) 前向きな詳細な御答弁を誠にありがとうございました。

森林組合の推進委員の人数を少し間違えていたようで申し訳ありませんでしたが、この委員の皆さん、今部長からも説明ございましたように、市としても、今お話のありましたようなことで活躍をしていただく場をしっかりと設けていただいて、せっかくの委員さんが設置してあるということでございますので、この100年先の森づくり構想に向けても御努力をいただくということで、最前線で働いていただく方がみえないとなかなか難しいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時07分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 田中やすひさ君

○議長(山川直保君) 11番 田中やすひさ君の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ君。

○11番(田中やすひさ君) おはようございます。今回は、大きく2点、教育委員会に関わる関係について質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

1点目は、子どもたちとコロナというテーマで質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

コロナ禍での学校生活も2年目となり、先生方も非常に御苦勞をされていると思っております。その中で、子どもたちの健康や安全面についての確認の意味も込めて、中学生たちから聞いている生の声を届けながら、教育長に質問をいたします。

まずは、マスクについてであります。

今では日常化しているマスクですが、いついかなるときでもマスクをすべきだということではありません。御存じのとおり、今年2月、大阪府高槻市の小学校で体育の授業中、マスクをした小学5年生の生徒が死亡したというニュースが報じられました。

報道によれば、学校は、体育のときはマスクを外してもよいと児童に伝えながら、感染が心配な人はつけてもよいという指導もしていたそうであります。これに対して、マスクを着用するか否かの責任を、小学生の子どもに委ねてもよいのかという議論があらこちらで生じました。

マスクと事故との因果関係はまだ分かっておりませんが、学校での突然死の約8割が運動に関係していると言われております。

実際に、市内の中学生たちからは、運動の際、マスクを着用して気持ちが悪くなり吐いた生徒もいたとか、マスクをしての運動は本当に苦しいとかの声が上がる一方で、「えっ、おまえの学校はこういうときマスク外していいの」といった会話も子ども同士でしておりました。

つまり、体育で同じ種目の授業であっても、マスクを着用している学校としていない学校があったりする状況であることが分かってまいりました。

命に関わる問題において、教育委員会は学校の責任で、学校は各教師の責任で、各教師は児童の責任でというのは、許されることではないというふうに思います。

また、この前、八幡から、市役所から自宅へ帰る途中、車の温度計は30度を超えていましたが、小学生が1人ランドセルを背負い、マスクをして下を向きながら下校をしておりました。

これからさらに暑い季節へと向かいます。教育委員会として、体育や運動の際を主として、マスクの着用についてどのような指導をしているか、また、それが徹底されているのか、教育長に答弁を求めます。

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君の質問に答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰君） 文科省は感染症対策として、体育の授業で細部にわたり通知を出しております。

早く言いますが、例えば、可能な限り屋外で授業を、それから体育館で実施する場合は呼気が激しくなるような運動は避ける。運動時はマスクの着用は必要ないが、授業前後の着替えや移動、授業中、教師による指導内容の説明、グループでの話し合いなど、運動を行っていないときは可能な限りマスクを着用する。呼気が激しくないような軽度な運動のときはマスクを着用する。マスクを外して運動する場合は2メートル以上を確保、あるいは、ランニングで同じ方向に動く場合はさらに長い距離を確保、毎朝の検温や健康観察、体調が優れない児童生徒については参加は見合わせる。あるいは、見学する児童生徒にはマスクを着用させ、児童生徒間を一、二メートル以上確保、熱中

症予防の観点からも、熱中症チェッカーとか、それから、見学者が熱中症にならないように日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外して2メートル以上確保したりすると、そういうふうな、あるいは適度な休憩、水分補給などの指示を出しております。

これらの通知を踏まえて、県教委の指針も踏まえて、郡上市内の小中学校では、感染症予防と、それから熱中症予防を踏まえて、学びを止めないように運動を行っているんです。

この、例年より今年度は多くの小中学校で、この春に体育祭をやる。特に中学校は、8校中6校がこの春に体育祭を行いました。その場合に、生徒が身体的距離を保ちながら行える活動内容を工夫したり、あるいは仲間の体調を気遣いながら活動したりするという姿も報告されております。

ただし、今議員が言われたように、この多くの行動制限がずっと続いてきたわけで、このストレスや、あるいは長期化で慣れてきたり、それから、これくらい大丈夫だろうというような気の緩みが生まれてくることも、当然考えられます。

そういう面で、郡上市教育委員会として——学校にですが、例えば持久走ではマスクを外す、ストレッチはマスクを着用するというような画一的な指導ではなくて、その当日の環境の変化、日によっても違いますので、それから一人一人の児童生徒の様子にやっぱり気を配るとというのが一番大事でございまして、そういうときに、やっぱり画一的なマスクを取る、つけるだけではなくて、的確な指導を出せるように周知しております。

特に、この今の時期は暑さにまだ順応できておらず、真夏ほどの気温でなくても熱中症を発症しやすいということがあります。ですから、各学校に対し、今議員がおっしゃるように、マニュアルだけではなくて、常に児童生徒の生命というのを第一に考えて、そのときの状態に応じて適切な指導ができるよう指示しております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） ありがとうございます。非常にありがたい答弁だなというふうに思いましたし、少なくとも、子どもたちに責任を押しつけるようなことではなくて、やはり子どもたちの安全については、やっぱり学校というのは責任を負っているということが重要なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それに関連しまして、今度は学校におけるコロナ対策と子どもたちの学習保障について、質問したいというふうに思います。

岐阜県は、本日からまん延防止措置が解除されることとなりました。振り返ると、第4波は変異株第1波とも言うべき感染力を有していましたし、従来よりも子どもたちへの感染力も高く、市内でも若い世代への感染が確認をされています。

県内では、いつきの病床使用率の危機的な状況は脱出し、また、市内でも医師会の皆さんの御

協力でワクチン接種も進んでおり、あと1か月ほどで希望された65歳以上の方々の2回接種が完了する予定であります。

しかし、インド株の増加や第4波の感染力を考えると、学校でのクラスターの発生リスクを常に考慮する必要があります。

一方で、リスクを減らしてもクラスターが発生する可能性は否定できず、クラス単位で登校ができなくなる可能性もあります。また、感染リスクを恐れて学校に通わない子どもたちや、濃厚接触者等への学習保障も大切な学校の役割だと考えます。

話を聞いていると、これまた学校ごとに感染症対策もばらつきがあるのではないかというふうに感じています。

そこで、子どもたちや保護者の皆さんの不安に応え得る対策をしっかりと行っているか、また、コロナ禍の児童生徒への学習保障についての御見解や今後のオンライン学習の展望について、教育長の御見解をお伺いいたします。

次長、お願いします。

○議長（山川直保君） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

学校の感染対策、あるいは学校間によって対策にばらつきがあるのではないかという御指摘につきましてですが、先ほど議員もおっしゃいましたように、まん延防止等重点措置区域につきまして昨日6月20日をもって解除されましたけれども、5月9日にこの措置が出されたときに、岐阜県がこの区域に指定されたときには、市教育委員会では、その時点で、これまで周知してきた内容より、やや強めの感染防止対策の徹底を各小中学校に再度周知をいたしました。その時点で、特に徹底を求めた内容ですが、先ほど体育の授業につきましては教育長のほうから答弁がありましたけれども、校内でのマスクの着用の徹底、それと、やむを得ずマスクを外す場合はできるだけ短時間とし会話は自粛すること。毎日の健康チェックカードによる健康状態確認の継続と、同居家族の方に風邪症状が見られる場合も当該児童生徒は自宅待機とする。あるいは、長時間近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声を出す活動などは停止、修学旅行やスクールバスを使用した校外学習、そして就業体験等は中止または延期、クラブ活動も含みますけれども、部活動の時間短縮と土日の活動時間の限定や休憩などで飲食する場合の感染防止対策の徹底と、部活動終了後の生徒同士による食事等の禁止、こういうことにつきましては、各学校で統一して対応してまいりました。

なお、まん延防止等重点措置区域からの除外によって、修学旅行ですとか部活動の取扱いがやや緩和されたところではありますが、最新のガイドラインに基づきまして、引き続き、統一をして対応すべきことはしっかりやっていきたいと思っております。

このように、各学校におきましては、県のガイドライン等に基づきまして感染防止対策を行ってまいりましたが、約1年の期間を経て見えてきたことも多くございます。

例えば、教室等の消毒は1日2回以上とされていたのが、手洗いや手指消毒が徹底されていれば1回で十分であることが分かったり、昨年は全て中止にしていた保護者の授業参観や懇談は、動画配信や時間をずらして実施したり、分散して少人数で参観をしたりするなど、やるべきこと、やらなくてもよいこと、工夫すればできることが分かってまいりました。

こういう各学校の工夫などは、各学校間で有効な実践を取り入れ合っております。

ただし、各学校の規模や施設等の違いもあるため、全て一律の対策が取られているというわけではございませんが、それぞれ適切な対策を講じているということは間違いのないと思っております。

また、教育委員会でも全ての学校を訪問しまして、各学校の感染防止対策について確認をしてまいりましたが、密集しないように、手洗い場、玄関のげた箱、トイレの前などの床にテープ等でマーキングしてあったり、授業ではアクリル板を介してのグループ学習、あるいは音楽の授業を体育館で行ったりするなど、いろいろな対策、工夫が講じられております。

そして、教育長の答弁にも先ほど少しありましたが、児童生徒による工夫も見られておまして、例えば、ソーシャルディスタンスを促すポスターですとか、換気のために開ける窓の幅を示す掲示が行われていたり、あるいは、給食の準備中に配膳を待つ生徒の会話が少し増えてきていることに、生徒自身が課題意識を持ち、改善策を考えるなど、仲間に働きかける活動が見られ、大変望ましいことと感じております。

児童生徒の安心安全を守るためには、教職員の適切な指導はもちろん必要なことでありまして、それぞれできる限りの対応はさせていただいております。

それとあわせまして、確かな情報を得て、正しい身の守り方を実行し、仲間のためにも働きかけてきたこのような児童生徒一人一人の実践が、学校クラスターを引き起こしていない要因の一つであるということは事実であると考えております。

それから、感染リスクを恐れて登校できない児童生徒がいるかということではありますが、そのような生徒は、現時点では学校からの報告はありませんが、今後もそういうことがないか注視はしていきたいと思っております。

それと、学校内でクラスターが発生した場合の子どもたちの学びの保障の関係ですが、クラスターの発生によって、学校の全部または一部を臨時休業とした場合や、個別に出席停止となったときは、これまでも行ってまいりましたように、教職員による家庭訪問や電話連絡等による健康確認とともに、プリントなどによって学習課題の指示を行っていききたいと思っております。

また、必要に応じまして、今年度から貸与しましたタブレット端末を活用した家庭での学習を取り入れていくということもあろうかと思いますが、そういう場合に、インターネット環境が整って

いない家庭に対しましては、先の補正予算で認めていただきましたモバイルルーターの貸与等によって対応するなどして、学びの機会を保障してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） この質問をするに当たりまして、何校か学校のほうも訪問して先生方のお話も聞かせていただいたんですが、先生方は本当に、子どもたちは今このときしか、小学校何年生とか中学校何年生とかという時代は送れないということは常に思ってみえて、何とか子どもたちのためにという思いが非常に伝わってまいりました。

一方で、子どもたちの話を中学生や高校生に聞いてみると、中学生や高校生は、非常に大人のことをしっかり見ているなということは強く感じました。マスクのつけたり外したりすること、また感染対策も含めて、子どもたちに対して極めて合理的な説明を大人はすべきだし、説明をすべきだなということを感じましたので、そのことも付け加えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、大きく2点目、子どもたちと新しい学習及び学校環境について質問をしたいと思います。

今年度からスタートした、先ほどもお話しがございましたGIGAスクール構想とコミュニティ・スクールについてお伺いをいたします。

今年度は、郡上市においても、全ての学校に学校運営協議会を設置するとされ、地域と一体となった学校づくりであるコミュニティ・スクールがスタートいたします。

また、準備を進めてきたGIGAスクール構想も、今年度からいよいよ本格的にスタートすると言ってもいいと思います。

GIGAスクール構想では、1人1台のタブレット端末の配付と、学校内の高速インターネットの整備を学びの手段として進めるもので、当然ながら、これらはGIGAスクール構想の目的ではありません。その目的は、誰一人取り残すことない、公正に個別最適化された創造性を育む教育の実現にあります。

文科省は、整備した環境を使って目指すべき次世代の学校・教育現場を下記の5項目で示しております。

- 1、学びにおける時間・距離などの制約を取り払う。
- 2、個別に最適で効果的な学びや支援を行う。
- 3、プロジェクト型学習を通じて創造性を育む。文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現。

4、校務の効率化。

5、学びの知見の共有や生成。教師の経験知と科学的視点をベストミックスさせる。

このような5点は、どれも非常に重要なGIGAスクール構想の目標で、子どもたちにとっては、市内の地形的に小規模校が今後も存続していくことが想定される学校にとって、また逆に、今後学校の統合が想定される学校にとって、また教職員の皆さんにとっては、働き方改革の観点からも、しっかりと踏まえなければならない5点の目標であるというふうに思いました。

そして特に、Society 5.0の時代に求められる創造的な知性を育むには、今申し上げた③、つまり、プロジェクト型学習を通じて創造性を育むという目標に着目すべきものであると私は考えました。

これは、郡上市の進めるふるさと学習やコミュニティ・スクールの目的にも通じるものであり、また、国際的にも着目されているSTEAM教育の狙いとも重なるものと捉えています。

経済産業省の未来の教室が取りまとめた提言でも、「学びのSTEAM化」のことを、「一人一人違う『ワクワク』を核に、『知る』と『創る』が循環する文理統合の学び」と表現をされています。これはまさに、GIGAスクール構想の狙いと同じであり、STEAM教育、GIGAスクール構想をよくよく見ると、日本という国家が取り組もうとしている教育、人材育成、そして、求める人材の大きな流れがそこから透けて見えます。

また、さらには、その先にある新たな日本という国家像や社会像が透けて見える気がしております。

そしてそこに、郡上という地域が、優位性を持つ地域コミュニティと地域人材という学びのフィールドを提供していくための手段としてのコミュニティ・スクールを位置づけること、まさにここに、学校運営協議会を設置したか否かといったレベルではないコミュニティ・スクールの、真の意味があるのではないかと考えています。

そして、これらの組合せが、次代を担う郡上の子どもたちに最高の学びを提供することになるのではないかというふうに考えます。

コミュニティ・スクール、GIGAスクール構想、そしてSTEAM教育、これらの関連性と、これからの時代を生きる子どもたちにどのような学びを提供していくのか。これらはまさに、新たな学び元年というべき、今議論すべきものであると考えます。教育長の思いをお伺いいたします。

○議長（山川直保君） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰君） まず、コミュニティ・スクールについてでございます。

コミュニティ・スクールは、地域のつながりや支え合いの希薄化などによって地域の教育力が低下して、あるいは学校の抱える問題が複雑化したりしたことで、その解決のために地域と学校が連携、協働することが狙いであります。

コミュニティ・スクールで、学校、家庭、地域の連携、協働体制を確立して、地域とともにある学校を目指します。

郡上市のコミュニティ・スクールが目指す先は、議員が述べられたように、「ふるさと郡上を誇りに思い、未来を切り開く、たくましく共に生きる郡上人の育成」というところにございます。

郡上市の学校と地域の関わりは、都市部に比べてはかなりあるほうだとは思いますが、この学校運営協議会の設置により、地域と学校を結ぶ担当者、あるいは推進者を設けることによって、今以上に郡上の地域人材と学校をつなげることができると考えています。

管理職を含めて学校の職員は異動があり、数年で入れ替わります。市外から来て、地域の特色がよく分からない職員もおります。

そうした中で、学校運営協議会やその中の地域担当者が学校と地域をつなぐ役割を果たすことによって、郡上学など取組がさらに発展的に持続していくということを期待しています。

子どもたちと郡上の地域人材を結びつけること、それから郡上のためになることを一緒に取り組んでいくことというのは、こういうコミュニティ・スクールが、まさに郡上市が取り組んでいる地域創生の基盤づくりに寄与できると考えています。

続いて、GIGAスクール構想ですが、GIGAスクール構想はSociety5.0社会を目指し、一律にICT環境整備のため、議員がおっしゃったように1人1台端末、高速大容量通信ネットワークを整備するという構想でございます。

御存じと思いますが、Society5.0というのは日本が提唱しているコンセプトで、狩猟社会がSociety1.0、農耕社会2.0、工業社会が3.0、情報社会が4.0、これはデジタル革新やイノベーションを活用して、これまでに人類が歩んできた社会をさらに進化させたという第5の社会という意味でSociety5.0と。つまり、デジタル革新というのはICT、それから最近はIoTというように言われていて、これは物をインターネットで売ってつなぐということでございますが、こういうICTやIoTで社会が抱えるような問題も解決していこうというようなことが言われていて、御存じのように、最近国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsと絡めて、Society5.0 for SDGs——SDGsのためのSociety5.0ということが言われています。

今、GIGAスクールについて、GIGAも私は初め勉強不足でございまして、大容量のギガバイトから取ったんかなと思っておりましたが、よくよく調べると、Global And Innovation Gateway of Allということで、その頭文字で、全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉ということの意味しているということでございます。その対象は、ハード面の整備だけではなくて、学習ソフトであったり、ICT支援員などを活用した指導体制までを含んでいるということでございます。

そういうことで、GIGAスクール構想では、議員が言われたように、個別最適化され、創造性を育む教育を目指すわけですが、そのために学習ソフトを活用して、今まで以上に個別学習がしやすくなる、あるいは個々の生徒児童によって、実態に応じて、この子は復習に力を入れたり、この子はもっと難しい応用問題にチャレンジするということがより可能になってきます。

タブレットを活用して、自分の考えと仲間の考えを比べたり参考にしたりしながら、より多面的にまた深まりのある考えを持つということができるようになるというふうに考えています。

私は、GIGAスクール構想の成果で最も期待することは、つながるということだと思います。教育委員会と学校がつながる、学校同士がつながる、教師自身の指導力向上にすにつながります。それから、より効果的な指導方法をその中から選んだりすることができます。

また、児童生徒はタブレットを使って、学級の仲間だけでなく他校の児童生徒と交流したり、様々な資料を活用することができます。

議員が言われる地域人材とつながることも、今まで以上に容易になると考えます。

地域人材には、今まででもゲストティーチャーとして学校へ来てもらうことがありました。ただし、郡上市は大変広い範囲でございまして、また、小規模の学校がたくさんございます。それぞれの校区に必ずしも適した人材が見えるとは限りません。

そういう意味で、GIGAスクール構想で、校区を越えた地域人材、あるいは市や県を越えた人材の活用も可能になってくると考えます。

積極的に他との交流を求め、自らの考えの参考にして、より深く追求していくという、このまさに新指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」というのがここで近づいてきているんじゃないかと考えています。

最後に、STEAM教育との関係でございしますが、このSTEAM教育というのも、これも御存じのことですが、サイエンスのS、テクノロジー、技術のT、エンジニアリングのE、それからアートのA、それからマスマティクス、数学のMの頭文字を取ったもので、これもちょっと私の勉強不足でしたが、その起源というのは1990年代、アメリカが国際競争に勝つために科学技術人材を育成せよということで、AのないSTEM、STEM教育というのがスタートしたそうです。これが、2006年に、ヤークマンという学者が、これにはアートが必要だ——芸術とか感性という意味だそうですが、ということでAが入ったSTEAM教育として使われて、これが現在2020年に、議員がおっしゃったように、文科省が新指導要領でもSTEAM教育が大切であるということを述べています。

このことは、この説明は調べれば分かることなんですけど、特に私が考えますに、科学技術を重視する教育に、アート、つまり芸術とか感性が入った意味というのを私が考えますに、理系も文系も芸術も感性も、私、これ以外にも、倫理観とか道徳性なんか非常に重要になってくると考えるわ

けですが、やっぱりバランスよく育てていかなければ駄目だということを私は考えます。

そういうことで、コミュニティ・スクールとGIGAスクール、STEAM教育ということ考えたときに、タブレットなどの最新の道具を使って仲間や地域とつながり、楽しく深く学び、自らの生き方も考えて、バランスよく育ててほしいということを、教育長として願っています。

つまり、教育の目的は人格の完成にあるからでございます。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） まさに新たな学び元年という、呼んでもいい今年において、手段が目的化しないように、今教育長が言われたような目的をしっかりと、それぞれのツールはいろいろありますが、目指しているものというのを、しっかり皆さんで共有しながら進めていただきたいと思いますが、極めて簡単に言いますと、これからの郡上にとって大切なことは、人材育成というのは言うまでもなく大切なんです、やっぱり、わくわくして、郡上と自分たちの人生を楽しめる、そういう大人であり、そういう子どもたちがどれだけいるかという部分がやっぱり郡上の今後の地方創生にとっても非常に重要なことだというふうに私は考えますので、郡上にはわくわくと、郡上を楽しんでいる大人がたくさん見えますので、そういった大人と子どもたちが増えていただくことは非常に重要だと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、また、関係があることですが、施政方針の中で、市長は、「令和3年は東氏が郡上郡山田庄を加領されて800年、東常縁が連歌師宗祇に古今伝授をしてから550年の節目の年に当たることから、様々な事業を計画し、中世の郡上の礎を築いた東氏の歴史や文化遺産を検証して広く市民の皆様に紹介し、地域振興につなげていくスタートの年にしたいと考えます」と述べられています。その具体的な事業の一つとして、子どもたちのオペラが予算化をされました。その東氏のお膝元であった大和地域は、令和6年度に小学校の統合が予定をされています。これまでの統合の議論の過程の中で、保護者の皆さんから、統合前の子どもたちの学校間の交流、子ども同士の交流を増やしてほしいという願い、声が多く頂いていますし、これは、教育委員会も御承知のことと思います。

今回のオペラは、そういった保護者の皆さんの声を踏まえた事業になっているというふうに考えますが、これはそれにとどまるものではなく、この取組自体が、まさに今教育長とお話をしていた、プロジェクト型学習の最たるものであるというふうに高い期待を寄せています。

そこで、この事業の子どもたちへの教育的効果や地域に与えるこの事業の意義について、また今後の展開について、副市長の御見解をお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 青木副市長。

○副市長（青木 修君） それでは、オペレッタと申しておりますので、オペレッタ、東氏物語の教育的な意義と地域に与える意義について、お答えをしたいと思います。

まず、教育的な意義につきましては、4つの内容を捉えております。

1つ目は、オペレッタというのは、軽観劇——軽い観劇と言われて、つまり小さいオペラと言ってもいいというのですが、歌、それから対話——せりふによる会話、そういったものと音楽技術などを組み合わせた表現活動の一つです。

今回企画しております東氏物語につきましては、合唱、それから独唱、そしてせりふによる会話、和歌の朗詠、音楽の演奏、映像、こういったものを組み合わせた総合的な音楽劇として構成をします。

特に、音楽劇に取り組んでいく過程の中で、様々な表現活動を子どもたちが体験しますので、それによって一人一人の表現力を高め、豊かに表現をする力を育てることになるというふうに思います。

それから2つ目ですが、東氏一族は、鎌倉から、それから室町時代に他の武将の侵略から郡上を守り治めた武将であるとともに、和歌と深い関わりを持って文化を大切にしたい一族であります。その中で、東常縁を扱いたいというふうに思います。

応仁の乱の繰り返される時代に和歌で領地を取り戻したことや、古今伝授を行うなど、東常縁の武人であるとともに歌人また文化人であった生き方を物語として構成します。戦乱の世の中に平和を願って生きてきた常縁の物語を演ずることは、篠脇城を拠点として郡上を治めた東氏の歴史や文化を学ぶことになり、ふるさとへの愛情や誇りを育てることにつながるというふうに思います。

それから3つ目ですが、和歌は大和歌と言われるように、日本固有の歌であり、古今和歌集の成立によって確立したと言われてはいますが、詠む人の生き方を表すとともに、人と人とのつながりをより高める、強める働きがあるというふうに言われます。

そういう意味から、物語では東常縁が詠んだ和歌を位置づけて、そしてそれを朗詠するという活動を取り入れます。この子どもたちが練習の過程で和歌を朗詠することや和歌を学ぶということは、歌や言葉の持つ力に気づき、また歌や言葉を大切にしようとする心や豊かな感性を育てることになるというふうに思います。

4つ目ですけれども、東氏物語は合唱や劇の練習、さらに舞台づくりなどの準備の活動が役割分担と協力によって行われます。この子どもたちの相互の話合いや助け合い、協力という、人と人が深く関わり合う活動が、準備から練習、そして公開するまでの間続けられます。

このことによって、4つの小学校の子どもたちが東氏物語の準備や練習の中で一緒に取り組むということで、お互いを理解し合い、よりより人間関係を築いていく、こうした力を身につけていく

というふうに考えております。

総括的に申し上げますと、この音楽劇、東氏物語は、総合的な創作活動であり、一人一人の個性、これを生かすことができる挑戦の機会だとも思っております。

幾つかの困難を協働しながら乗り越えてやりきる、そのことによる達成感、そして充実感、こういったものを共有することによって、新しい学校づくりへの夢を描くことができるのではないかと
いうふうに思っております。

また、取組の過程で育てることができる豊かな感性とか表現力、人間関係を築く力、あるいは問題を解決する力、こうしたものは変化の激しい時代を生きる基礎的な力になると思いますし、さらに、今を生きている人たちの根底にある歴史や文化、こういったものの価値を認識するということは、その人その人の生き方を強めることにもなると思います。

先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、いわゆるアートにつながるものがこのあたりに内容として含まれているというふうに思います。

こうした東氏物語を公演するということによって、これからの学校教育の一つの姿を市内の各学校に提案し、郡上市の教育を創造する、そういった一つの事例になれば幸いだというふうに思っております。

次に、地域に関わる意義についてお答えをします。

東氏物語を作り上げようとするためには、作曲、それから映像制作、演出、舞台構成、照明、こうしたその専門的な知識や技術や演劇の経験といったものが必要になります。こうしたことのためには、音楽活動、あるいはデザインなどの美術、劇団経験者、こうした専門的な方が市内には多くいらっしゃいますので、そうした方の協力というものを期待したいと思っています。

専門家の皆さんが緩やかなつながりをこうした機会に持っていただくということによって、今後の地域活動や文化活動をさらに活発にするために生かすことができるのではないかと
いうふうに思います。

それから2つ目ですけれども、衣装や道具の制作、あるいは舞台の準備、練習の見守り、こういったことで子どもたちの活動というものを支えていただく、このことが必要になっていくと思いますので、特に市民の皆さんや大和の4つの小学校の関係の皆さんで、ボランティアとして音楽づくりに参画していただくことを期待しております。

これによって、保護者の皆さんや、それから地域の皆さんが、一層お互いの理解を深め、特に新しい学校でスタートするための人間関係づくりをしっかりとやっていただければ大変ありがたいな
というふうに思っているところが一つです。

それから、3点目ですけれども、もう既に行いましたが、白山開山1300年、それから今回の東氏入部800年、こうしたその歴史の歩みの中で節目の年というのがあります。こういう節目の年に、

様々な事業を企画し、それに参加をしていただくということによって、郡上の歴史や文化を知ることになりますし、私たちが生きている背景に共通の歴史や文化があるということを感じていただく、あるいは理解をしていただくということで、市民の一体感というものが生まれるんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味から、特に、今後進めようとしている地域づくりに関わるいろいろな事業もありますが、地域づくりとこの事業とのつながりについて少し触れたいと思いますけれども、学校の先生方、それから子どもたち、保護者の皆さん、こうした多くの皆さんの練習という、その一つの接点の中で、先ほどもコミュニティ・スクールのことがありましたけれども、お互いに協働活動をするということは、このコミュニティ・スクールを具現するための第一歩になるというふうに考えております。

それからもう一つは、それぞれ専門的な技術あるいは技能、こういった持った方を協力を依頼しますので、そうしたときには、やはり地域社会の在り方を共に考えていくという一つのきっかけにもなりますので、小さな拠点づくりとそのネットワークづくりの一つの、これもきっかけになるというふうに思っております。

そして、白山信仰によって栄えてきました古代の郡上と、それから鷲見氏、東氏一族によって、地方の文化を華開かせてきた中世の郡上、そして遠藤氏、青山氏など、代々築かれてきた近世の城下町の暮らしと文化、こういったものの歴史の価値をきちんと学ぶということによって、市民の一体感をさらに強めるということができると思いますし、間もなくやってきます合併20周年、それまでに至る間の中で、こうしたことを一つ一つ積み上げていくということも必要ではないかというふうに思います。

それで、今後の見通しになりますけれども、今年度いっぱい実行委員会とかそういったものを組織化するということと、それからシナリオの作成、あるいは作曲、様々な準備のまず下段階を終える。そして、来年度から練習、あるいは様々な準備をスタートしまして、2023年——令和5年、この年に4つの小学校の統合の記念事業として、また東氏入部800年の記念事業の一環として、何らかの形で公開、上演ができればというふうに思っております。

しかし、非常に難しい事業だということを認識しておりますので、精いっぱい子どもたちの活動を支えるということによって、何とか具現をしたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保君） 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 極めて挑戦的で、また意欲的で、すばらしい事業だということを認識していますし、また、非常にわくわくする事業だなというふうに思っています。

古今伝授のまちづくりを大和の中でされてきた方々も、随分亡くなった方もみえますし、またそ

ういった方々も御高齢になっているのが今でございます。そういった方々が、古今伝授を通して地域にかけた思いとか、そういったものが、そういった子どもたちにもさらに伝播して、新たな郡上づくりにつながっていくことを願っております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは時間となりましたので、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、田中やすひさ君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時59分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 森 喜 人 君

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君の質問を許可いたします。

12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

今日は、文化財の保存と活用と、一つだけではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

全国、それから、岐阜県各市町村よりかなりスタートは遅れましたけれども、郡上市におきまして、様々検討を重ねられまして、コロナワクチンが4月14日から着実に接種されています。世界の趨勢を見ても、接種後は劇的に感染者及び重症者数の減少の状況が見られており、郡上においても安心した生活が戻ることに確信をいたしております。関係者の御努力に衷心より敬意を申し上げたいと思います。

文藝春秋の6月号を読んだんですが、そこに下重暁子さんという作家の投稿がありました。「人生に迷ったら待ちなさい」という題名でありましたけれども、その中には、池江璃花子さんであるとか、また、お相撲さんの照ノ富士ですとか、そうした、まさに死のふちといえますか、どん底を味わった方々が復活した姿も書かれておりましたけれども、その中で、コロナ後があるとすれば、コロナ前があるんだということで、コロナ後の世界が元どおりの生活でいいのかと、元に戻るだけの生活でいいのか、それから、コロナ前の生活とはどんなものだったのか、その生活に満足していたのか、窮屈で生きにくく、不満を抱いていなかったかというようなことが書かれていました。つまり、コロナ後には、違った意味で、大きな躍進、成長がなければならぬというようなことで、結論的には、コロナの時期に自分を見つめることができた人、待つことができる人だけが成長すると、新しい価値に気づき、それを自己表現し、想像することができるというふうなことで結ばれていたわけであります。

このコロナというものが、日本社会にとって、また、郡上市にとって、まさにパラダイムシフト——パラダイムシフトというのは、常識的枠組みが革命的、劇的に変化すること——パラダイムシフトにできないかどうかということが書かれていたわけであります。これは、まさに個人的なことでもそうだと思います。

郡上市にとって、今じっくり考えていかなければならないことは何かということで、今回私は、この文化財——文化遺産の保存と活用ということをテーマにさせていただいたわけであります。

1つ目であります。郡上市の文化財の種類と数について県下比較ということで、郡上市の文化財は、合併以前から各町村がそれぞれ文化財と指定し、保存してきたものを、合併後も文化財として継承しております。その文化財の数は、県内でもトップクラスと思われませんが、そこで、郡上市の現時点での制定されているものの種類と指定数がどれくらいかと、また、その数が県内でどの程度の位置にあるのか、加えて、今後新たに指定を検討している候補物件はあるのかと、さらに、文化財指定という枠組み以外に、市が認識しているものに何があるかをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰君） 郡上市にある指定文化財の種類については、国、県、市がそれぞれ指定する文化財がありまして、その件数について述べさせていただきます。

まず、建造物、絵画、彫刻、歴史資料など有形の物件、これを重要文化財と言いますが、636件、うち国指定が15でございます。続いて、伝統的な技術など、これは重要無形文化財、これは市の指定が2件。それから、地域で伝承される踊りや神楽等、重要無形民俗文化財24件、そのうち国が3でございます。それから、人間の道具とか、儀礼用具とか、祭礼道具、重要有形民俗文化財66件、うち、国が2でございます。城跡、それから古墳、遺跡などの史跡、これについては65件、県が4でございます。それから、庭園、滝などの自然景観、これは名勝と言いますが、11件、そのうち国は1でございます。それから、生物、生息地、樹木、群生地など、これは天然記念物と、89件、うち、国が5でございます。そのほかでございますが、国が選定する伝統的建造物群保存地区1件、それから、建造物を登録した登録有形文化財26件。こういうのを合わせますと、郡上市では、総数が920件ということになります。

県内の自治体の文化財の指定数は、1位が高山市で958件でございます。2位が郡上市となります。920件でございます。3番目が下呂市の515件というようなふうで、県下でも非常に多い、文化財の指定をしておるということでございます。

それから、議員が言われた、新たな文化財指定を目指す物件についてです。まず、市内の様々な歴史資料の調査を行い、新たな発見や成果から文化財を指定していくこととなりますが、現在、市

が新たに指定を目指す物件としては、代表的なものとしては、東氏館跡庭園及び篠脇城跡について、総合的な国指定史跡というような指定に向けて、調査研究を進めているというのが代表的なところでございます。

また、議員が言われた文化財指定という枠組み以外ではどのようなものがあるかということ、これは自治体をまたいだ広域的な文化遺産として、F A O、国連の食糧農業機関、世界農業遺産の清流長良川の鮎であったり、ユネスコによって、生物圏保存地域、いわゆるユネスコエコパークというものに、白山ユネスコエコパークというのが登録されております。それから、一般財団法人の日本森林学会が認定した林業遺産ということで、美並町の星宮神社の社叢と、美並ふるさと館の一部が郡上林業の歴史と技術を伝承する資料展示として、社叢林ということで認定されています。

そのほかにも、ユネスコ事務局に提案して、現在、令和4年秋の登録に向けて審議中であるのが、無形文化遺産として、風流踊、これは郡上踊と寒水の掛踊というのが現状でございます。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） 非常に数多くの920件という数の遺産があるということでありまして。あまり知らないことも多いんですが、これから勉強していかなきゃいけないというふうにも思っております。

それで、2つ目なんですけど、文化財保護法改正が何度かなされておりますが、2019年4月施行でありますけれども、この主旨と、それから岐阜県並びに郡上市の2年間の取組ということでお聞きをしたいと思います。

最新の文化財保護法の改正が2019年4月に施行され、2年が経過しました。同法の改正の主旨についてお聞きしたいと思います。

また、岐阜県及び郡上市において、これまでどのような取組を行ってきたか。

岐阜県での文化財保存活用大綱の策定はどうなっているのか。

さらに、郡上市においては、文化財継承の担い手不足、災害の発生時の対応、専門人員の不足など課題を踏まえ、観光資源として活用しながら文化財を保護する郡上市文化財保存活用地域計画の策定状況についてお伺いしたいと思います。策定していないとすれば、策定期間はいつなのか。また、他市の状況もお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰君） お答えしたいと思います。

2019年、平成31年4月になりますが、改正文化財保護法というのが、議員おっしゃるように、これは文化財保護を取り巻く社会情勢が大変変わってまいりました。特に、過疎化、少子高齢化などを背景にして、文化財の保存の担い手不足、これが一番だと思いますが、それに伴う滅失、散逸等

の対策が急遽の喫緊の課題となっていることが背景にあります。そのために、今後適切に文化財を後世に伝えるため、文化財——これ未指定も含めておるんですが、まちづくり等に生かして、地域社会全体で文化財の継承に取り組んでいくということが必要ということで、これが制定されました。

このことから、地域における文化財の計画的な保存・活用、そういう促進や地域文化財保護行政の推進力の強化というのを図ることを狙いとして規定されたものと考えております。

この改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用が明確化され、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができるということになりました。これは文化財保護法によるんですが。

また、市町村は、都道府県の大綱を勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画、文化財保存活用地域計画——議員も言われた——これを作成して、国の認定を申請することができるということになりました。

これについて、岐阜県郡上市の現状についてでございますが、まず岐阜県では、令和3年3月、今年でございますが、岐阜県文化財保存活用大綱というのを策定し、文化財の保存・活用に関する基本的な方針を定めました。

郡上市でございますが、こういう動きがあるということをはなから捉えておりましたので、岐阜県において文化財保存活用大綱というのを策定されるということを受けて、大綱の内容を見極めながら、文化財保存活用地域計画を策定するためにはどういうことが必要かということで、研究を現在まで進めてまいりました。

今年度、令和3年度は、この計画を策定するために、郡上市が、市内の保存・活用する文化財について、まず基礎的な調査をいたします。このために、今年度、社会教育課文化係に新たに会計年度職員でございますが、学芸員を配置しました。そして、その学芸員を中心に準備を進めています。

今後の予定でございますが、計画の策定に当たり、市民等の意見を反映するため、令和4年度、来年度、文化財の所有者、文化財保護団体、商工会、観光関係団体、学識経験者、あるいは県の代表などの県などに構成する協議会というのを組織したいと考えています。おおむね2年をかけて詳細に調査を進め、国と調整を行って、郡上市としての計画をまとめ、予定でございますが、令和6年度には国への認定申請を行い、施行していきたいということを考えております。これによって、それが認定されれば、いろいろな補助金等ということもございますので、今現在では、それを目標として進めております。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番(森 喜人君) 一つ答弁がなかったのが、他市の状況ということです。これは私も聞いておりますが、高山市においては、もう策定をされているということなんです。

今、再質問になりますが、この高山市がなぜできて、郡上市が令和6年ということなんです、そういうふうの違いが出てくるのか、その点を再質問で恐縮ですが、お伺いしたいと思います。

○議長(山川直保君) 熊田教育長。

○教育長(熊田一泰君) 今の質問について、お答えをさせていただきます。

郡上市において一番大事なことは、まず焦らずに、それから、他市の現在のいろんなどういようなことをしているかというのしっかり見極めようということもございました。そういう面で、高山市がちょっと先んじて取り組んでおったわけですが、一番高山市というのは、先ほども言いましたように、文化財の数も岐阜県で一番あって、どのような施策で、どのようなことをやっているかということも参考にしたいということで、郡上市においては、県内の様子も捉えながら、そして、そんなに遅くならないようにこれを統合していきたいと。ただ、郡上市においては、この政策を認定する前に、DMOなどでかなり、こういうような文化財を含めた地域づくりというのは市ぐるみで取り組んでおりますので、それと並行しておれば、そういうような申請については、ちょっと遅れても非常に有効であるのではないかとということで、あえて高山市等については参考にさせていただくということもございます。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森喜人君。

○12番(森 喜人君) 今、DMOという言葉も出てきたんですが、コロナというのは、おそらく私、歴史的に見て、2年で大体治まっていくのがこういったパンデミックの状況だというようなことを聞いています。そうした意味では、もう令和3年には、これ落ち着くと思うんですね。そうした意味では、令和4年とか、そういったところで取り組まないとちょっと遅いのかなとも思いますが、DMOという観点でお話をされましたので、そういった点で質問をしたいと思っております。

3つ目でありますが、保存と活用——観光資源等の考え方とDMOの関係ということで、商工観光部長にお伺いしたいというふうに思います。

1950年に文化財保護法が成立をいたしました。この背景には、産業の発展の裏で文化財の破壊が続きました。文化財保護法以前には、廃仏毀釈、これは明治のお話ですが、廃仏毀釈の反省から明治30年6月10日に古社寺保存法が成立し、さらにその後、国宝保存法に引き継がれ、さらに、史蹟名勝天然記念物保存法とともに文化財保護法に引き継がれたわけであります。

その後、社会的変化に対応しまして、何度か改正をされ、例えば1975年、先ほど出てまいりましたが、伝統的建造物群、そして、2005年には文化的景観というように、これは棚田とか、そうしたものが追加されてきたというような経緯があります。

2019年4月の法改正以前から文化財の活用ということは考えられていたわけでありましてけれども、保存と活用は対立するような感覚で捉えられていたというようなことがあったというふうに思います。

文化財の保護法の改正を重ね、今後は両立の方向にあり、観光、特にDMO、それから都市計画、さらには防災対策も検討に入れた文化財保護が必要になってくるというふうに言われております。

そこで、文化財保護との連携を踏まえて、文化財保存と活用をどのように両立させ、DMOとしてどのように観光振興を図るのかを商工観光部長にお伺いしたいと思います。

また、DMOとの連携により、国際観光旅客税の活用はできないか、補助メニューの認識と活用の可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、文化財の保存・保護についてであります。それにつきましては、その内容を知り、価値を認識し、それらを大切に考える考え方や行動を身につけた人々とその組織によって進められております。

また、文化財には、その価値に応じた区分けというものがなされておまして、それらに即した保存・保護、そして活用の方法というものがあろうというふうに理解をしております。例えば、郡上踊や白鳥の拝殿踊り等の無形民俗文化財を生かす場合には、城下町の歴史や文化、保存会の活動の歩み、白山信仰や白山文化等の歴史的な背景、そして踊りの所作の意味を理解するとともに、踊りの体験やボランティア活動への参加などを位置づけることも大切であろうというふうに思っております。

また、オオサンショウウオや石徹白大杉などの特別天然記念物を生かす場合には、これらは自然界にあるということですので、保存とか、その保護というものは非常に難しいわけですが、その活用には、見学会や環境美化活動等を位置づけまして、保存・保護に携わっている方々との交流活動もこの観光コースに含めて取り入れていくのがよいであろうというふうに思っております。

また、先ほども話がありました郡上八幡北町の重要伝統的建造物群保存地区が東氏館跡の庭園等の歴史的景観というものを生かす場合には、実際に現地行って、その体感をしていただくということと、あとは、郡上八幡のまちなみ交流館とか、東氏記念館など、市内には多くの歴史資料館や博物館などがありますので、そういうところを結ぶことによって、教育旅行などの魅力あるコースづくりというものができるといふふうに考えております。

このほかにも、郡上市には誇るべき文化財はたくさんあるわけですが、多様な文化財の個性を生かしながら、様々な連携を図ることが重要であるというふうに思っております。

それで、一般社団法人の郡上市観光連盟でございますが、観光連盟につきましては、観光地域づ

くり法人、いわゆる登録DMOとして、今年、令和3年の3月31日に本登録を果たしました。DMOの活動は、地域経済と地域社会の活性化を目的として、この市の観光連盟と各種団体、そして行政とともに観光地域づくりの取組を継続していくことにあります。

で、その取組の基本的な考え方といたしましては、歴史や文化、郡上の豊かな自然、人々の暮らしなどを生かして、郡上に暮らすような体験をして、何度も郡上に訪れ、そして長く滞在をしていただいで、訪れるたびに新しい発見がある地域を目指すことにあります。現在、この市の観光連盟は、観光地域づくりの活動を進めておるところでありますけど、歴史や文化、豊かな自然などの大切な観光資源というものを次の世代にも豊かで価値のあるものとして守り、引継ぎ、受け渡していくことも、こちらのほうも基本的な考え方としておるところであります。

このことから、文化財の保護と活用ということは、この保護だけに偏ることなく、また、活用だけを重視することのないよう、保護しながらの活用とか、活用しながら保護の質を高めていくということで、両立に努めていきたいと思っております。

また、お話がありました国際観光旅客税、いわゆる出国税というものでございますが、それを財源に文化財を活用する事業といたしましては、文化財の多言語解説や博物館などのキャッシュレス化というものがございます。それが訪日外国人の満足度向上を目的として、文化、資源を活用したインバウンドのための環境整備事業というものがございますので、今後、その観光立市郡上推進の本部の所管である市長公室で、歴史的風致維持向上計画所管の建設部、文化財所管の教育委員会等とも連携をしながら、効果的に文化財の保護と活用を図ることができる事業というものを今後においても検討をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） DMOという視点から、文化財というものをどう扱うかというようなお話を頂きました。

今、DMOというのは私もスイスのツェルマットにお邪魔しましたが、非常に頑張っておられるというふうに思います。ただ、そこにやはり、こういった文化財保護、文化財を生かすということは、まだ十分になかったのではないかなというふうに思いますので、こういった国の施策に乗じて、しっかりと取り組んでいけることを心から願っておるわけであります。

最後になりますが、市内体制を早期に整え、文化財保存活用地域計画の早期策定をと、先ほど、令和6年に徹するという事だったんですが、そうしたことについて、市長にお伺いしたいと思います。

文化財——文化遺産には、指定文化財のほか、1972年に採択された世界遺産条約——世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約による世界遺産など、大きな広がりとなっています。

日本は、20年後の1992年に加盟をしたわけでありますけども、郡上市では、世界農業遺産、清流長良川の鮎、そして、先ほどもありましたが、白山ユネスコエコパークが選定及び登録されております。

その中で、この白山ユネスコエコパークについて、特別にちょっとお伺いしたいんですが、郡上市において、最近の取組がちょっと見えないんですけども、その活動状況と、それから、今後の積極的な取組をお伺いしたいというふうに思います。

そして、今回、文化財保護法に加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正をされまして、文化財の保存活用について、先進的な自治体においては、首長部局に文化財行政担当部局が設けられています。文化財行政と観光・産業振興部署との垣根を越えて、文化財を活用した振興策が進められております。そのために、郡上市文化財保存活用地域計画策定に当たり、業務の所管部署を市長部局に移行する体制はできないかということについてお伺いをしたいと思います。

また、観光面から、文化財の活用は有効であります。文化財関係者をはじめ、学芸員等をはじめ、文化財で稼ぐことへの抵抗感が多いのではないかとこのように思われます。例えば、保存よりも活用を重視されすぎるとは思いませんか、また、人を呼べない文化財は切り捨てられるのではないかとこのように、そういった気持ちもあるやに思えます。意識改革が必要だと思いますけれども、いかにして、そうしたものを取り除いていくのかと市長にお伺いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

大きく分けて3点ほどだと思いますが、まず、白山ユネスコエコパークについてであります。この白山ユネスコエコパークは、県でいいますと4県、そして市町村でいいますと、町はないんですが、6市1村という区域にまたがっております。おおむねその区域は、白山国立公園の区域と大体一致をいたしておるんですが、それよりも少し広い部分もございますけども、そういう区域でございまして、そして、この目的は、生物多様性の保全、あるいは学術研究の支援、そして、このユネスコエコパークの地域にこれまで古い時代から展開をされております人間活動としての経済と社会、こうしたものを発展させると、こういうような目的で指定をされたものであります。

日本には、全部で10地域か何かあるというふうに思いますが、この白山ユネスコエコパークの場合は、現在は6市1村、石川県の白山市長さんが会長さんをしていただいております。今、協議会活動として、様々な啓発活動、あるいはシンポジウムであるとか、それから当然生物多様性の保全という意味では、生物多様性の保全と言って、これを申し上げるとちょっと矛盾しているような感じはするかもしれませんが、いわゆる本来その地域にはなかった外来生物、そういうようなものが人間にくっついてきて、本来はなかった植物が、例えば区域内に繁茂をすると、そういうようなも

のはできるだけ、しかし本来の姿ではありませんので、そういうものの駆除をするというような活動、こういうようなこともしておるところでございます。

郡上市では、例えば石徹白の方々を中心に、あるいはその他のボランティアの方々もいらっしやいますが、いわゆる白山へ通ずる道を清掃をしていただく、あるいはそうした外来植物の駆除というような活動もやっております。

また、学術研究の支援という意味では、これはたしか森議員が前に御提唱されて、平成30年度は郡上市が単独で岐阜女子大学の白山文化に関わるアーカイブの制作というようなことに支援をいたしました。その後は協議会のいわゆる学術支援の制度になりまして、この郡上に関係するところでは、オオサンショウウオの研究であるとか、あるいは山中峠のミズバショウの生息、こういったこと、あるいはこれをどう保護していくかというような活動というようなものをそれぞれやっていたいておりまして、支援をいたしております。

ちょっと、この活動が見えにくくなってきているのではないかとということをおっしゃいましたが、実は、昨年度あたりは、この協議会の活動が単に白山ユネスコエコパークだけでなく、この全国10地域あるユネスコエコパークの全体の関係者の交流も図ろうというようなことで、日本ユネスコエコパーク大会というようなものも石川県で計画をされておりましたが、コロナの関係で見送ったというような事情もございました。それから、ただいま申し上げましたような幾つかの諸活動も、やはりコロナ関係で相当見送ったものがございまして、そういうようなものの関係で、少し見えにくくなっているというか、活動をしようとしてもなかなかできないという事情がございましたので、しかしコロナはいつまでも続くものではないと思いますので、私たちとしては、しっかり基本を忘れずに、関係市村、あるいは4県の協力を頂きながら、このユネスコエコパークの活動をしっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、次に、文化財保護法の改正等に関連をいたしまして、いわゆる地方公共団体の文化財保護行政を本則といいますか、通常は、言わば教育委員会の所掌事務ということですが、これを場合によったら、そのうちの一部とか全部とかそういうものを市長部局に移しているところもあるし、そのことが可能になったが、郡上市でどうかと、こういうお尋ねでありますけれども、私は現在のところは、その必要性は特に感じておりません。と言いますのは、御指摘のように、この文化財保護の行政は様々なもの、例えば（ ）な例でいえば観光振興とか、様々な社会教育、学校教育、いろんなものと関連をするわけでありまして、そういうものの中で、幾つかの、現在のところはまだまだ少数でありますし、そういう団体が必ずしも何か全てのことについて先進自治体というのは、それを先にやられたという意味ではそういう先進自治体ということかもしれませんが、そういう首長部局へ移しておられるところもあるということは事実であります。ただまだ多数派ではありません。しかも、その移し方には2つございまして、一つは、その事務を全てやはり

首長部局の所管にするという、所管を移すというやり方と、それからもう一つは、これは教育委員会首長部局等々、それぞれお互いの事務を補助執行するというやり方で、事実上、例えば教育委員会の仕事を首長部局がやる、あるいは逆に首長部局の仕事を教育委員会がやると相互にそういうやり方をやっているところもございますが、その真に必要なかどうかというのは、先ほどおっしゃったように、これを総合行政としているんなことを取り込まなければいけないのに、例えば首長部局と教育委員会がどうも考え方が違って思うように動いてもらえないとか、いろんなことがあるとすれば、それはその際に首長部局へ移して一貫した行政を行うということの必要性が出てくることかと思いますが、幸いにして郡上市の場合は、様々なことについて、この市長部局と教育委員会の考え方は密接に、緊密にやっていただいております、本当に私たちの立場から見ても、教育委員会は首長部局の様々な総合行政のことについて、協力的に、そしてむしろ進んでやっていただいておりますので、現時点において、どうでもこうでもこの文化財保護行政を市長部局へ移らんとこれ以上新しい展開が見えないというようなことはございません。

そして、もう一つは、そういうところ、必ずしもそうではありませんが、非常に、何と申しますか、行政の仕組みが、規模が大きくてとすれば縦割りになってしまって、意思疎通がなかなかしにくいというようなところについては、そういう必要性があるかもしれませんが、郡上市の場合は電話1本で私のところに教育長さんや教育次長さんがすぐ来ていただいたり、お互いに意見交換をしながらやっておりますので、現時点において文化財保護行政を市長部局に移すという必要性を私は感じていないというふうに思っております。

また、非常に小さな組織ですから、先ほど来、いろいろ説明しているその行政が、言わば大人数の組織でやっているわけではなくて、社会教育課の中に文化係約5人程度でやっているという、非常に小さな所帯でやっていますので、これを例えばそれだけを抜き出して市長部局へ持ってきて、社会教育課全体で、例えばそういうことと、学校教育、社会教育とのつながりとかいろんなことをやっておられる、現在のその行政の在り方、むしろ非常にそういう意味では便利なところもあるわけなので、そういうことも考慮をしなければいけないというふうに思っております。

私、常々申し上げておりますように、組織というものの構成原理は、例えばあるものを立てれば、これまで不便だったものが便利になるかもしれないけれども、これまでそれを生かしていたものが今度は分割をされるという側面を持っておりますので、現時点において永遠にそういうことをやらないということを申し上げているわけではありませんが、今しばらく様子を見ていきたいというふうに思います。

それから最後に、文化と経済というようなお話ございました。非常に傾聴に値する御意見を頂いたというふうに思っていますし、私も常々やはりこの文化財というものが単にお大事にそれを冷凍して床の間へ飾ったり、人の目に触れないところに、保管庫にそっとしまっておくというようなこ

とではいけないというふうに思っています。

ただ、一方で、文化財保護の立場からしますと、例えば有形文化財でいいますと、非常に貴重な文物が常に人の目に触れるようなところに置いておくというような形になると、色あせたり、破損したりということがございますので、やはりそこはしっかり考えて、その調和を取っていく必要があるというふうに思います。

このことについては、傾聴すべき意見を述べられたのが、2016年に発刊された英国人で、現在、日本で日本の伝統的な古美術であるとか、建築であるとか、そういうものの修復をしておられる小西美術工藝社というところの社長をしておられるデービット・アトキンソンさんという方がいらっしゃいます。この方が国宝消滅という本を書いておられますが、この中に、一方で日本は非常に文化財大事にしていると言いながら、それを支える伝統的な左官であったり、木工であったり、漆の芸、漆の塗る芸術、こういうようなものをやる職人を大事にしていないと、片一方で本当に国宝も、それからその他の文化財も消滅の危機になっているということを指摘しておられるのと同時に、先ほどおっしゃったように、文化財法の担当者のほうは、その論理だけで十分金のなる木をアトキンソンさんに言わせれば活用しきれていないと。例えば文化財の説明一つ、外国人にとっては外国人に対する説明の仕方があるんじゃないかというようなことで、非常に傾聴すべき意見を述べておられますが、私はこの本を読んで、非常に感銘を受けました。確かに、文化と経済というものを両立させていく、そういうことが必要であり、御指摘のあった郡上市のこの活用計画というようなものも、あんまり拙速に急ぐということよりも、しっかり先ほど教育長や教育次長が答弁しましたように、しっかり地固めをしながらいいものをつくっていければというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） ありがとうございます。丁寧に御説明いただきました。

組織的な問題は大きい小さいがありますから、郡上市レベルであれば、そういったこともいいのかなど、首長の意向が文化財の保護、保存と活用にダイレクトに反映されるという意味において、こういったことを提案させていただいたんですけれども、しっかりと郡上市の場合はやっていただけるとのことなんです。ただ、先ほどありました白山ユネスコエコパークということなんですけれども、私もずっと関心を持って取り組んでいるわけなんです。実を言うと、岐阜県の知事さんの口から、白山ユネスコエコパークと一度も出たことも、聞いたことないんですね。本当に長良川の鮎はよく出てきますけれども、白山ユネスコエコパークと全然出てこないの、これはやっぱり、もちろん白川村であるとか、高山もあるんですけれども、郡上市が率先して、市長のほうからもエコパークのことについては、知事のほうにもしっかりと行っていただければというふうに思います。非常に寂しい思いをしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わらせていただきます。丁寧に答弁いただきましたことに感謝を申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定します。

(午前11時51分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◎発言の訂正

○議長（山川直保君） 一般質問を開始する前に、熊田教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長。

○教育長（熊田一泰君） 失礼します。

先ほどの文化財における質問の答弁について、1か所訂正をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

私、文化財保存活用地域計画をつくられている高山市をということを言いましたが、県内でつくられているのは1市町村には間違いはないんですが、私、文化財の指定数の1位と全く思い込んでおりましたが、作成しておるのは岐阜市でございましたので、慎んで訂正させていただきます。

◇ 長岡文男君

○議長（山川直保君） それでは、2番 長岡文男君の質問を許可いたします。

2番 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） それでは、まず1つ目にワクチンの接種状況についてということで御質問をいたします。

まず、その中で1つ目ですが、現在のワクチン接種の進行状況、進捗状況と今後の接種計画についてお尋ねをいたします。

本日より、緊急事態宣言が発令されておりましたところの10都道府県のうち、沖縄を除きますところの9都道府県で解除がされました。東京、大阪など7都道府県につきましては蔓延防止等重点措置実施区域へと移行がされておるところでございます。また、岐阜県、あるいは三重県の蔓延防止等重点措置実施区域は解除されました。

しかしながら、感染力の強い変異株の感染が広がっております。新型コロナウイルス感染症の終息がなか

なか見えてこない状況でございます。

5月の12日、総務省並びに厚生労働省の発表によりますと、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、65歳以上高齢者に対する接種の終了見込みは7月末で、日本全体1,490の自治体があるわけですが、85%が、岐阜県においては42市町村全てが終了の見込みであるという発表をされております。

現在、郡上市においても高齢者のワクチン接種が行われております。テレビや新聞等において、各県、各市町村等の接種の進捗状況やランキングが報道され、市民の中にもそうした報道や近隣の市の状況と比較され、接種に関わる不安や動揺が少なからずあるようでございます。私のところへもかかりつけ医で接種ができないのかとか、接種の送迎はないのか、あるいはもう隣の市では2回目の接種が終了している、そうした声を多くお聞きします。

市においては、ホームページ、あるいはケーブルテレビにおいてワクチン接種の情報を提供されておりますけれども、状況は日々変わっております。もっと迅速に市民に安心感の与えられる説明や情報提供の必要性を感じているところでございます。

また、医療従事者と高齢者の次に始まる16歳から64歳を対象とした一般向け接種につきましては、岐阜県では圏域ごとでの集団接種会場設置の検討と同時に、大学での学生、あるいは教職員関係の接種がもう既に先週から始まっております。お聞きしましたところ、大学生につきましては特に教育実習等現場に出られる方で、3年生を優先的にというようなことをお聞きしておりますけれども、そうした職場的な接種や学校での接種が既に始まっておるところもございます。

こうした中で、現在郡上市の接種の進捗状況、アナフィラキシー等の副反応の発生状況、あったのかないのか、あと接種のいろんな事故も報道されておりますが、そういったことはどうであったのか、そういったことをお伺いしたいですし、もう1点は、64歳以下の方々の今後の接種計画がどのようなものであるかお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 長岡文男君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

長岡議員御指摘のように、現在なかなか新型コロナウイルスが収まらない、大分岐阜県においては新規の感染者数は少なくなってまいりましたが、皆様方が日々感染防止に神経を使い、そしてまた、今一つの感染拡大の切り札とも言われているこのワクチン接種をできるだけ早くしてほしいという切実に思いを持っておられるということ、私どもも痛いほど感じているところでございます。

郡上市のワクチン接種は、まず市町村の担当は高齢者からでありますので、高齢者について、まず高齢者の施設の入所者、あるいはまたその従事者というようなところを皮切りに始めてまいりま

した。実際には、4月の26日ぐらいからだったと思いますが、始めていく中で、なかなか一つ懸案であったのは、ワクチンが思うように届かないということでありました。来ても、本当に1箱というような形で参りまして、なかなか一挙に接種を進めるというわけにはいかないという状況が続いておりました。

そういう中で、ようやく今郡上市においては65歳以上の高齢者の2回分のワクチン接種についてのワクチンの供給を受けることについては、めどが大体立っております。

そういう中で、私ども、いろいろこのワクチンを接種するためにはこれ行政機関でやるわけにいきませんので、郡上市の医師会の皆様方、医療機関の皆様方と協議をして、協議に協議を重ねて、いかにしたら円滑に進めることができるだろうかということも協議をいたしまして、取りかかってまいったわけであります。

行政においては、副市長が中心に健康福祉部の皆さん、そしてまた市の医師会の皆様方と協議をして、御承知のように、一般の高齢者につきましては先週の6月の14日から始めました。ケーブルテレビ等で再三再四この接種の日程やいろいろ注意、お願い事項等については広報をいたしましたので、たくさんの皆様方が見ていただいたというふうに思っております。

郡上市の場合は、何遍もこれも言うておりましたが、接種券を入手した後、予約申込みというような形で、電話やネットワークによって、一刻も早く先を争ってというような形での申込みをすることなく、皆様方に、接種を希望される方々にこちらのほうから接種日時、場所を指定をさせていただいて御案内申し上げます。ただし、その日時について都合が悪い方は申入れてくださいと、こういう方式で行いました。本当にたくさんの市民の皆さんが理解をさせていただいて、その御自身の都合の悪いというのはどうしてもという方は、本当に必要最小限の方の申入れで調整ができましたので、そうした申入れを調整して、最終的にそれぞれの医療期間の接種能力といいますか、その接種に対応できる力と、それからワクチンの到着状況等々を勘案して、6月14日からの3週間で全ての希望される一般高齢者のワクチン接種を終えると、それからその次の3週間で2回目の接種を終えると、こういう段取りで進めてまいりました。

今日からその第1回目の第2週目が始まっているところではありますが、先週、私、市内で全部で25か所で接種をする予定なんですが、そのうち和良の診療所とか白鳥病院とかというところで、ふだんは常時開設していない石徹白であるとか小川、小那比といったようなところについては行きませんでした。その他21か所の接種会場それぞれ回りまして、医師の先生方ともいろいろお会いしお願いやら、協力のお礼をしましてまいりました。

そういうことで、先週の1週間の状況を見ますと、全部で4,947の方が接種をしていただいたということでございます。

このうち、4,947人のうち、例のワクチンをできるだけ余らさないようにということでもあります

ので、いろいろと御都合が急に悪くなったり、もともと6の倍数に端数が出る接種計画を立てざるを得なかったところもありますので、そういったところについては、その余剰ワクチンもできるだけ廃棄をしないということで、予備的な、いわばもし当初の高齢者のワクチン接種が計画どおりいかないときの予備的なリストを作っておきまして、それによって接種をした人、先週ですと4,947人接種したうち、91人の方がその予備的リストによって、いろんな施設の従事者であるとか、そういった方に接種をさせていただいたと、こういうわけでございます。

今申しあげましたように、とにかく一般の高齢者については最初の3週間で第1回目、次の3週間で2回目ということで、郡上市の場合はきちっと組んでおりますので、7月の24日には今回の一般高齢者のワクチン接種は終わる予定でございます。

その後、先ほどもお話がありましたように、当初は16歳以上64歳までの方、最近はまだ年齢のほうも少し下限が下がりがちで、12歳から64歳までの方の接種が次のステージへ入るということでありまして、この中には例えば基礎疾患を有する人とか、様々な優先度合いがございますけれども、順位がありますけれども、これをどうするかということでもあります。

次のステージは、大体統計的に住民基本台帳で見ますと2万2,000人から2万1,000人ぐらいの対象者がいるということございまして、ただ今回は、次のステージは一般の高齢者は多くの方が職を退いて比較的時間的に自由なお立場にあるという方であったのに対して、今度対象とする年齢層は毎日毎日仕事場へ行って勤務をするとか、そういった御都合がある方でありまして、また相当たくさん若い人たちは、現に学校へ行っているというような人たちでありますので、これは今回の一般高齢者のワクチン接種とはまた違う工夫も要るだろうというようなことございまして、いろいろな案を副市長が中心になって検討してくれておりまして、できれば今週の早い時期に、医療機関の医師会の代表である例えば白鳥病院の後藤院長さんあたりともいろいろ意見交換して、できるだけ早く次の段階の情報を市民の皆様にはお伝えをしたいと思っております。

今のところ、7月24日までは、この一般高齢者の接種でぎっちり、いわば接種能力がそこで占められておりますので、それ以上早く次のステージの接種に向かうということは、ちょっと事実上難しいということではありますが、できるだけ切れ目のないようということですが、少なくとも8月に入って早い段階に、この次のステージに入ってまいりたいというふうに思っております。

今、御承知のように、いろんな国による接種であったり、県による接種であったりということが始まっておりますので、種類によっては接種券が要らないというそういう接種方式もあるようではありますが、できるだけ、まずは接種を受けるためにはどこで接種を受けるにも接種券があったほうがいいと思いますので、この次のステージの対象者にもできる限り早く、6月中には接種券、あるいはその他もろもろの、例えば接種を御希望になるか、あるいは特に基礎疾患を有する方の申告とございますか、そういったようなことも把握していきたいというふうに思っているところでござい

す。

いずれにしても、今の一般高齢者の接種については、かなり順調に進んでいるというふうに思っておりますが、また次の段階へもできるだけ早く情報提供をし、そして大事なことは、やはり希望される方には漏れなく、そしてミスなく、そしてできるだけ接種する側にも接種をされる側にとっても便利なようにといたしますか、御心配のないようにというふうにしていきたいというふうに思っています。

そしてまた、御質問のありましたアナフィラキシー反応等を含めて、接種後に重篤な状態になった方はあるかということですが、先週1週間の事例では、特に例えばアナフィラキシー反応と言われるような強い副反応を起こされた方はなかったというふうに承知をいたしております。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございました。

私も、先週この接種会場にちょっと行ってまいりました。駐車場、それから受付前の整理係、体温を測るとかそういった方、あるいは受付、問診、ドクター、看護師、経過観察、それから注射器のほうにワクチンを入れる方、大体20名ぐらいの方が私が行った会場みえまして、2人ずつ接種をされていくような形でやっておりましたが、始まった当初ということで、一部ちょっとごこちないなどと思われるようなところもございましたけれども、全般的には本当に各職員の皆さんが一生懸命取り組まれているということが本当に伝わってきましたし、本当に御苦労さまであるなというふうに感じておりました。職員の方も、市の職員もその中で1名みえましたが、そういった感じで進められておりました。

私は、こういったことを市民へ十分な説明と安全を第一にしながら、スムーズな対応に今後も努めていただきたいなというふうに思っておりますし、来月からオリンピック・パラリンピックが開催されるわけですが、その入場条件に、まだ細部の発表はないんですけれども、接種証明であるとか、あるいは陰性証明ですね、そういったものが必要になるのではないかなというふうなお話をお聞きをしております。優先的に接種が必要な方、また早い接種を希望される方にも適切な対応がなされるよう、さらなる御努力をよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、次に、今ほどの質問の中にも一部お話が出てきましたけれども、接種をキャンセルした場合等の余剰ワクチンの関係ですけれども、接種につきしては先ほどもおっしゃいましたように、医療従事者、あるいは高齢者等、接種計画に基づいて順次接種が実施されているわけですが、5月中に山県市長、下呂市長、あるいは北方町長、八百津町長、大野町長、そういった方々が接種キャンセルのワクチンの余剰分、そういったものを先行接種されていたというふうな報道がございました。私は、余ったワクチンが廃棄されている実態が発生している中で、供給量が限

られている場合、ワクチンを無駄にしないということが一番大事でないかなというふうには思っておりますけれども、現在、国内でワクチンの供給量は十分な見通しが立っておるということでございますけれども、先ほど余剰ワクチンにつきましては予備的候補者というようなお話がございましたけれども、具体的にどういった方が予備的候補者かということがよく分かりませんし、先ほどの他市の各首長さん方の対応についてですね、どのように思われているかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 先ほども申し上げましたが、今使われているワクチン、ファイザーのワクチンは、注射器、シリンジとの関係で1瓶、バイアルと申しますけれども、それが6人単位になっております。したがって、できるだけそれぞれ各医療機関においても1日の接種計画が6の倍数になるように計画してあります。そうすれば、当然一般の高齢者の方できちっとその数で来ていただければ、ぴったり勘定は合うということですが、どうしても当日になってちょっと体調が悪くなったとか、そういう方もいらっしゃるの、計画どおりにはいかないし、もともとその1つの医療機関で6の倍数にはならずという接種を受ける方の医療機関もございます。

そういうことのために、非常に貴重なワクチンでありますので、廃棄をするということはないよという、国の方からも県の方からも言われておりますので、郡上市としてはそういう形で、その日に余剰ワクチンと申しますか、そういう半端分といいますか、そういうものが出たときに、それでは、今は一般高齢者をやっているんですが、そうでない人にまず打っていくと。そうすれば、その分だけは将来におけるワクチン接種の分が減るわけですから、そういうことで、現在は余剰ワクチンの廃棄を防ぐために、国からのガイドラインも示されておりますが、優先順位の高い方、これはどういう方かと申しますと、まず医療従事者等のうちでまた未接種の方が、例えば今年の春入ってきてというような方、把握し切れていなかったような方がいらっしゃるだろうと。それから高齢者の入所施設の従事者のうちにもまだ未接種の方がいらっしゃるだろうと。それからこれまでは高齢者の入所施設の従事者をやっていたんですが、高齢者の通所施設、あるいは居宅介護のサービス事業者、あるいは障がい者の施設、児童養護施設の従事者、あるいはよく言われておりますが、保育園や学校の職員、そして今接種医療機関において補助業務等に従事している市職員等を予備登録者ということで、現在そうした方々、相手方の意向もありますので、そういう方をリストとして約800名のリストを作っております。したがって、そういう方の中から、今日これから何分以内に来れますかというような形で、おいでいただける方を選んで、その廃棄をすることのないようにやっていくということでございます。したがって、先週はそういう形で、そういうケースが約91人分出たということでありまして、そういう今申し上げたようなリストの中から、その日急遽出向いていただける方に接種をしたということであります。

それから、もう一つ、早い時期にそういう余剰ワクチンの中から、特に首長さんであるとか、そういった方が接種をされたということがございました。これには、1つはやはり廃棄をするということは、本当にもったいないことでもありますので、できるだけ有効に活用しようという思いがあったと思いますし、それから首長はやはりこうした感染防止計画とか、その陣頭に立って仕事をしなければならないので、一種の危機管理上もそういう必要もあるという御判断もあったというふうに思います。したがって、それぞれの接種をされた首長さんはそういう責任感、あるいはワクチンを無駄にしないというようなことの総合判断の中でおやりになったというふうに思っております。

私は、特にそういうことで、自分がそういう早い機会にそういうワクチンを打とうという考えはちょっとなかったんですけども、これはそれぞれの個々の首長さんの、あるいはその自治体の判断であったというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) はい、ありがとうございます。非常に分かりやすく御説明いただきまして、ありがとうございます。

事前にそういったことも市民の方に理解を得ておく必要があったのかもしれませんが、いざれにしましても無駄に使う必要はないと思いますので、柔軟に対応をしていただければありがたいなというふうに思っております。

さて次に、ちょっと時間も少なくなってきましたので、ちょっと(3)番と(4)番と一緒に質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずワクチン接種を希望されていない方への対応ということでございますけれども、コロナウイルス1人の感染者が2人から3人に感染を伝播させると言われておりまして、この流行を終息させるためには集団免疫、そういった状態をつくらなければならないということで、この接種率を早く上げて、感染リスクを抑えまして、こういった冷え込んでおる経済状態の活性化、そういったものにつなげるために、例えばワクチン接種を完了した人に対して商品券や割引券を配布する、そういった特典を既に始めております自治体、あるいは企業が今増加をしております。

市のほうでは、高齢者につきましては接種の希望調査を取られておりましたが、接種を希望されない方の割合はどの程度であったのか、また一般の方々も含め、希望されない方に今後どのような対応をされていくのかということ、まず1つ目の質問ですし、続きまして、PCR検査費用の助成ということでの質問ですが、PCR検査につきましては、現在保険適用のPCR検査の対象者という方は、発熱があつて症状があつて、医療機関で受診されて、コロナ感染の疑いがあつた方、で必要とされた方。その方が陽性であった場合に、濃厚接触者となった方がPCRの保険適用というふうになっております。濃厚接触者の定義はちょっとここで省きますけれども、そういった方につ

きましては、個人負担部分についても公費負担ということで、実質無料ということでございます。

自費で検査を受けますと、いろいろお話を伺いますと、大体この地域では2万5,000円、6,000円程度するそうでございます。これは初診料も含めましてということですが、負担はかなり大きいものになっております。

濃厚接触者と判断されなくても、陽性となった方と同席したということでの不安であったり、重要な仕事で複数の方と会う必要がある方、あるいは職場で陰性の証明が必要な方、そういった方は結構おみえでございます。発熱して病院で受診した方に、感染症の診断が出た後に、濃厚接触者と認定された方がPCR検査で、その結果が出るまでにも数日間日にちがかかってしまいます。その間にも感染が広がる可能性があるわけです。

濃厚接触者と認定されなくても、陽性者と多少の関わりがあり、感染した場合に重篤化する可能性の高い高齢者や基礎疾患のある方、工作上必要と思われる方、そういった方がもっと簡単に検査が受けられる体制が必要でないかというふうに思います。

郡上市でPCR検査のできる病院は僅かでございます。陽性の早期発見、対応することにより、感染を未然に防ぐことができるのではないかと考えております。

検査体制は国とか県の役割かもしれませんが、保険対象外のPCR検査費用の一部助成を実施している市町村もたくさんございます。そうした現状について、どのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） まず、最初の御質問でありますけれども、郡上市のほうにおいて、この65歳以上といいますか、これは厳密には来年の3月31日までに満65歳に達する人ということですが、そういう方を対象に意向調査をいたしました。

そういう中で、当初の調査では接種を希望しないという方が約1,200人強おられました。また、それからそういう意向調査をしたんですが、その接種を希望する、希望しないというところに無記入の方が400人弱ほどおられました。そういうことで、いわば1,500人余の方は、ちょっと私どもとしては希望されてないというふうに把握をしておったんですが、その後も、しかしワクチンコールセンターへ、あのときの調査は一応希望しないというふうにしたけれども、これからでもいいかというふうなことで申込があったのは数十件あったというふうに聞いております。

そういうことで、そういう方には受けていただけるようにいたしました。

そういうことで、郡上市としては希望の率は非常に、対象者の9割弱ぐらいまでということでありまして、こういう方が受けられれば非常に、少なくとも65歳以上の高齢者にとっては非常に高い接種率であるというふうに思っております。

それから後段の御質問でありますけれども、確かにいわゆる発熱したというようなことで、心配

があるというような形で、公的負担によるPCR検査というのは保健所の判断によってなされておりますが、御自身がいろんな形で心配だからというような形で、公的負担以外のPCR検査等を受けたいという需要があることも一応理解はできますが、しかし、この前の野田議員の御質問にもお答えしたように、その時点ではどうだと言えませんが、それで絶対安心だとか、その後かからないとかということは、PCR検査ではそういう効果はないわけですので、今ワクチン接種も進んでおりますし、県内の自治体においても、そういういわゆる公的負担の対象でないPCR検査については、例えば岐阜市のように一定の妊婦さんですね、妊娠をしておられる方等に限りというような形で助成はございます。ただ、飛騨市においては、そういう限定なしに、一定の本人の例えばPCR検査でしょうか、その検査で1万円を超す分の実費を負担をすると、補助をするというような道を開いておられるところもあるということは承知しておりますが、郡上市においては、今のところそういう一般の公的負担以外のPCR検査に対する助成をするという考え方は、ちょっと持っておらないところであります。

特に心配な向きの福祉施設等の従業員の方に対しては、県が予防的なPCR検査というのをこの4月、5月、6月やっております、郡上市市内においても市内の施設、23の施設の従事者の、前もって予防的にPCR検査をしてほしいという申入れがあり、1回目の検査はそれらの23の施設で671人の方が県の経費負担で全てやっております。2回目やっておられるところが410人というようなことで、こうした検査も進んでおりますので、現時点においては、郡上市において公費負担以外のPCR検査等の経費に対して、一定の助成をするということは考えていないところでございます。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) はい、ありがとうございます。

1点ですね、再質問というか、ワクチンを希望しなかった方への対応ということで、例えば他市では商品券とか割引券、こういったものを対応されておるところもあるというふうにお聞きしておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長(山川直保君) 日置市長。

○市長(日置敏明君) これは、商品券とか何かいろんなものを差し上げますので、どうぞ打ってくださいというようなことを申し上げて打ってもらう性格のものであるかどうかということになると、私は少なくとも今の高齢者の状況であれば、とにかく自分の身体のことを考えたりいろいろ考えて、打ちたいという方は大いに手を挙げていただいているので、そういうことをしてまで勧奨するという必要はないというふうに思っております。

これが、この年齢層を下げた次のステージでどうなるかというのは、またちょっと状況を見て判

断をいたしたいと思いますが、それぞれの皆さんが自分の健康、あるいはこうしたワクチン接種は単に自分の健康だけでなしに、よく言われている集団免疫の形成というようなこともあって、御判断をされていると思いますが、その御判断にまちたいと思いますし、またいろいろな機会で申し上げていますように、打たない方に対する差別といいますか、そういうようなことはないように、市民の皆さんにもお願いしていきたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) はい、ありがとうございます。全体的に、市のほうでは本当に丁寧にこの新型コロナウイルスに対しまして対応していただいているというふうに常々思っております。

今、最後に市長が言われましたように、そのワクチンの接種したかしていないかということでの差別の問題につきましては、これは厚労省のホームページにも出ておりますけれども、各事業主に対してですけれども、そういった従業員に対しても、そういった差別的なことはしないようにというような注意喚起がなされておりますので、私どももこういったリボンをつけて活動しておりますので、そういったことを胸に誓いながら、今後まだまだ続きますこのコロナの問題につきましては、それぞれの立場で取り組んでいただければありがたいなというふうに思っております。

ちょっとまだ質問残しておりますが、ちょっと時間が来てしまいましたので、この最後残りました質問につきましては、また別の機会にお伺いをしていきたいと思っておりますので、本日の私の質問は以上で終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、長岡文男君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

(午後 1時40分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 野田勝彦君

○議長(山川直保君) 9番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 日本共産党、野田勝彦でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今、通告に従いましてと申し上げましたが、ひょっとしたら前回と同様に質問を残してしまうかもしれませんが、どうかひとつ御容赦のほう、通告にたがいますけどよろしく申し上げます。

3月議会するとき、時間切れで残してしまいました脱炭素社会郡上宣言、これにつきましてのその後の行動計画、その他について質問をさせていただきます。

12月議会で郡上市も気候非常事態宣言をお願いをしたところ、早速3月には脱炭素社会郡上、こういう宣言を出しておられて、また、議会のほうもそれに呼応しまして、同様の決議をいたしたところでもあります。資料によれば、全国で283番目の宣言であるというふうに私は確認したところですが、岐阜県内では初の宣言ではないかと思えます。決して遅れることなく、こうして先進的に取り組まれることを大変歓迎したいと思います。

さて、最初にそのときの宣言文の下の方に主な取組として、大項目3つ、小項目各2つずつ、合計6項目の目標が掲げてあります。これは一番最初の大ざっぱなところだと思います。その後、引き続きまして、3月議会の予算特別のほうで出された資料ですが、環境水道部のほうから令和3年度の脱炭素社会郡上に関する主な事業というところでまとめていただきました。何と、このA3用紙いっぱいぎっしり、およそ50項目にわたる現在郡上市が取り組んでいる環境保全について様々な取組が列挙されております。これはその都度必要に応じてつくられてきた施策ですので、決して環境問題に対する体系的なものではなかろうと思えますが、最初に伺いたいのは、この現在行っている項目をベースにしながら、この後、脱炭素を目指して郡上市はどのようなプログラムをつくっていくのか、行動プログラムだと思いますが。この最初のところに、私、とても気に入っているんですが「郡上市が真面目に楽しく」こういうのはなかなかこういう文書には出てこない文言ですので、本当にすてきだなと思いつつ見させてもらっているんですが、環境保全を真面目に楽しく、こういう方向でぜひとも実行力のある効果的なプログラムをつくっていけたらと思えますが、その後の予定をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩己君） では、お答えをいたします。

現時点での脱炭素社会郡上に向けた具体的な事業等といたしましては、令和3年度——今、野田議員さん、見せていただきました、表、それも示しましたが、それに加えて今議会をお願いいたしました補正予算にも計上させていただいております。

郡上市における脱炭素社会に向けた行動計画としましては、現在、郡上市地球温暖化防止実行計画——事務事業編を策定いたしまして、温室効果ガス排出削減に努めております。この計画は、郡上市の事務事業において排出される温室効果ガス——主に二酸化炭素の排出削減を目的といたしまして、分野別に庁舎、文化センター、医療機関、ごみ処理施設、保育園と幼稚園、小学校、中学校としまして計画策定されているものでございます。現在、第4次計画期間中でありまして、令和2年度から令和6年度の5か年の計画期間となっております。前期、第3次の計画期間につきまし

ては、3.1%の削減実績となっており、現在の計画期間における削減目標は4%としております。

令和3年から4年において、この事務事業編と並行いたしまして、地方公共団体実行計画——区域施策編の策定を予定しております。この計画は、郡上市全体における脱炭素社会郡上の実現を目指す指標を定めるために、温室効果ガス——主に二酸化炭素排出量の見える化を実施するものでございます。

郡上市で排出される二酸化炭素は、誰が、どこで、どれだけ排出しているのかを数値化しまして、これを誰が、どこで、どれだけ削減できるのかを検討し、市民、事業者、行政のそれぞれに関連する分野ごとに施策を講じ取組につなげる予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 今、御説明頂きましたこの補正予算の資料だと思いますが、郡上市には地方公共団体実行計画を策定すると、この策定の中で具体的なプランを進めていくということになっていと思います。この2ページ目のほうには各分野ごとに1番から6番まで挙げられておりますけれども、このプランを見ますと、大きな2ページの一番下のところの2番、コベニフィットも勘案し——すなわち脱炭素という取組だけではなしに、ここから関連、派生するいろんな市の問題も併せて解決していくと、こういう方針も出てくるわけです。私は大いに結構な方針だと思いますので、この方針を具体化するに当たって、若干、参考までに聞いていただきたいことがございます。

実を言いますと、スペインにバルセロナという都市がございます。1992年か3年にオリンピックをやりまして、日本選手も大変活躍をした覚えがあるのですが、はや30年になりますけれども、そのバルセロナは、人口、約400万人ぐらいですから、400数十万ですから、大阪と神戸を合わせたくらいの人口ですからかなり大きな大都市ですよ。ここでオリンピックをやるときに、宿泊施設も増設しなきゃならんと、お客さんもいらっしゃるの。そういうことで大変地価が上昇し、ひいては賃貸住宅がものすごく高騰したという事態があるわけです。大抵、こういうマイナスな現象はあまり報道されませんので、華やかな面だけは強調されますけど、東京オリンピックはどうなんでしょうかね。そういう面で低所得者が大変困ってしまったんです。アパートを追われたり、住むところがなくなったり、こういう事態が出てきまして、ちょうど日本でいうと、年末、派遣村という事件——事件と言いますか出来事がございましたけども——あれに近いような状況だったと思います。そこで市民が、これは見捨てておけぬということで、ボランティアたちが集まって救済運動を始めるんですね。こうして市民政党バルセロナ・コモンというのが生まれてきたんです。そのリーダーがアダさんとおっしゃる方なんですけど、この方がやがて市長になりまして、そしてこの理念に従って次々と改革をしていくんですね。これが非常に痛快なんです、読んでみますと。これ、実はこ

の情報は斎藤幸平さんという最近の若い新進の経済学者、「人新世の「資本論」」という本を頒布しております。今、ちょっとしたブームになっていますけど、この最後のほうの300数十ページのところにこのバルセロナが紹介されております。もし興味がありましたらお読みいただきたいと思います。そのアダさんのやったことは何かと言いますと、徹底した市民主義を貫くんです。まず第一に、市長になられたわけですね、安い住宅をどんどん造って困らないように配慮する。それから水道ですね、地中海気候ですから水が非常に乏しい、貴重品です。この水道を民営から公営に切り替えて安い水道を安定的に供給する。さらにはエネルギーを電気にする。これも大手の電力会社にさようならをしまして、そして自前の非営利の電力会社をつくってしまうんです。こうして市民生活のインフラを徹底的に安くしていく。こういう行政を徹底してやっていきます。後に、こうした動きをフィアレス・シティという言葉で言うようになるんですけど、言ってみれば恐れを知らない都市というような意味だと思えますけど、何に対する恐れかと言いますと、国や第一資本に対し恐れないということだと思えます。要するに、徹底した市民主義を貫く。こういうアダ市政が、一昨年、2019年になりますかね、19年に実はこういうのをつくったわけです。今日はこれをぜひとも紹介させていただきたかった。This is not a drill. 練習じゃないよ、本番ですよ、本気ですよと言っているんだと思えますけど、何のこと、何が本気なのかってよう分かりますけど、下の方にあるクライメート・エマージェンシー——気候非常時に対する宣言ということなんです。私はこれ、ネットで検索してダウンロードしたんですけど全部まだ英文なんですよ、さっぱり分かりません、実を言いますと。ちょっと拾いながら最初のほうだけやってみただけで音を上げておりますが、30数ページにわたる詳細な非常事態に対する取組のプログラムなんです。私、これ見まして本当に感動しました。その中に出てくる言葉がですね、これはすごいですね。ちょっと紹介しますと、このプログラムをつくるに当たって、4つの作業セッションと15のディスカッショングループをつくったと。様々な討論のグループをつくってそれを練り上げていったということなんですけど、その一番大事なところは、そのメンバーはなんと何と市民から参加を募って300人集めた。団体数は200の団体が参加している。人口は400万ですからそれくらいはなるかもしれませんが、郡上市でやろうと思うとその100分の1ぐらいでしょうかね、こういう市民を集めて大変大きな、長期にわたるディスカッションを重ねながらプログラムをつくっていったわけなんです。徹底して市民主義や地域主義を貫いていると言っていると思います。

一方で、日本でよくありがちな——これ郡上市というわけではありませんけども——ありがちな国や自治体がプログラムをつくって、さあ、どうぞと市民に下ろすようなことはやっていないと。ですから、恐らくバルセロナでは市民の自覚というのは違うと思えます。その後の成果というのは、私、まだ聞いていませんし見ておりませんが、

そこで、今度、市長にぜひとも伺いたいんですが、この郡上市の新たなプログラムをつくるとい

うことに関して、市民の参加をどのように促して組織していくか。これは重大な、私、決定的な要因だと思いますし、と、同時に、大変困難なことでもあると思います。この辺について、ぜひとも市長の見解と言いますか、構想みたいなものをお聞かせ願いたいですがいかがでしょうか。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今回、郡上市が掲げた脱炭素社会、大変課題も広範にわたっておりますし、どんな計画をつくるのかということ、そして何よりも、そうした計画に従ってたくさんの人にそのやるべきことを実践をしていただくと言いますか、実行していただくということが必要でありますので、言わば、何と言いますか、例えば、行政だけで計画をつくって、それで、さあ、どうぞ、市民の皆さんに協力してくださいというのは、なかなか理解が得られないだろうというふうに思います。そういうことでありますし、先ほどお話のあった斎藤幸平さんの「人新世の「資本論」」というような、この中にもいろんな貴重な指摘があると私も思っておりますが、例えば、今はやりのSDGsというようなものについて、これを資本の論理を貫徹する限りは、これをいくら掲げても彼の言い方からすると大衆のアヘンであるというような、非常にある意味では根が深い問題も抱えているということだろうというふうに思います。そういうことで、やはり御指摘がありましたようにバルセロナほどはいかないですが、できる限り今回つくる計画は、市民の皆さんというか、関係者の皆さんとでしっかり議論をしていきたいというふうに思っています。

この協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律に、そういう地方公共団体がこういう計画をつくるときには、そういう協議会を設けることができるというふうに規定されており、おおむねこういう人たちを集めて協議会をつくってくださいという法律上の方針も決められて規定をされておりますので、私どもはできるだけそれに近い形で、行政の代表者——これは郡上市もありますし、あるいは県というところもあります——また、産業部門の代表者であるとか、産業部門業務もそうなんですけど、産業ですが、例えば、第3次の小売業者であるとかサービス業者であるとかいった部門ということ、それから、非常に何と言いますか、排出するものの中には家庭から排出される二酸化炭素と言いますか——要するに炭素が多いわけでございますので、一般の家庭の代表者である主婦であるとか自治会の代表であるとか、もろもろのそういった方々も必要だろうというふうに思いますし、部門横断的には再エネルギーの創造に関わる人、あるいはその削減のための関係者、その他というようなところですし、一方、吸収する部門の仕事に携わる森林組合であるとかそういう森林関係の人たち、そして学識経験者というような方々をやはり網羅をする必要があるだろうというふうに思います。また、こういう問題に手を挙げて、関心があるから参加しようと言われるような——いわゆる公募による委員というものも必要かというふうに思っておりますので、おおむね20名程度の規模のそういう人々に集まってもらって、この計画の議論をしたいというふうに思っています。

います。

ただ、計画の協議会はそういうことですが、これに関わるいろんな運動体というものはこれはまた別の様なものが既存にもありますし、たくさんの人にできるだけこの運動に関わってもらってやる必要があるというふうに考えております。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) ありがとうございます。バルセロナのこれはCO₂排出の比率を表しております。もちろん、これは大都市ですから郡上市とは大分違いますけど、こうやってどこの分野からどういうふうに出てくるのか、最大をトランスポート、運輸関係であります。ドメスティックが20%、サービスが20.1%、いろいろ案が出てきますが、これらを分析しながらどういうプログラムをつくるかというのが、今、御答弁にありましたように、発生源の方、あるいは炭素を吸収する産業に関わる方、あるいは学識経験者、同時に、私は公募というところにぜひ注目をさせていただきたいし、してほしいと思います。

12月議会に陳情文が出されました。市民11人の方々から署名つきで、ぜひとも郡上市も緊急事態をと、こういう方々は、ぜひ、私、手を挙げてくださるのではないかと期待をしておりますし、あるいは、一昨年、19年になります郡上市の議会の皆さん方に新日本婦人の会の方がSDGsをどう思いますかと、そういうアンケートを取られているんですよ。こういうことを考えると、郡上市でもやっぱり様々な人が関心を持ちながら危機感を抱いていました。ここのところに意見をしていきたいと思います。そういう点で、ぜひ市民力を生かしたプログラムを作成していただきたいというのが願いであります。

それでは、次の2番目の質問にまいります。

デジタル改革関連法と個人情報保護の影響。

郡上市には、郡上市個人情報保護条例という結構長い条例があります。私も改めて見てみたんですが、すごい大切な部分、これはちょっと大丈夫かなという部分がどちらもあるんですが、この個人情報を守り市民の権利を保護するという観点の保護条例と、今回、国がかなり強引につくりましたデジタル改革関連法という大変中身の分かりにくい法律ができましたけど、この関連を聞きたいと思います。と言いますのは、端的に言ってしまえば、デジタル改革関連法という法律は幾つかの法にまたがるんですが、結論的に言えば、国民、市民の非常に重要な問題のある個人情報を含めて全ての情報を一括管理する、そして利用する、こういう法律であります。それだけではない、もちろんそうです。非常に便利になる、これさえあれば全て通用するというようなカード、個人カードですね、個人ナンバーカード、という部分も確かに宣伝はされていますが、しかし、本当にそれ、便利だけで終わるのだろうかという気分はやっぱりあるのです。

折しも、先週土曜日の中日新聞の投稿の記事の欄に、ある有名な学者さんがこの問題を論じていらっしゃいましたが、読まれた方は、ああ、あれかと思われるかもしれません。非常に危険極まりない内容をはらんでいる、これが実態であり、政府は専ら利便性を強調していますが、それだけでは終わらんぞという問題だと思います。

さて、このオンラインとかあるいはネットワークというと、ちょっと私たちにはだんだん手が出しにくくなってきている、分かりにくくなってきている。やっぱり、郵便屋さん、運んでいらっしゃるのが一番分かりやすいと、アナログの世界ですね。ましてや、デジタルになると、もう、それだけでお手上げと、これが実態ではないかと思えます、私なんかはそう思えます。先ほど言いましたように、この行政機関は非常に詳細なデータを持っております。それをいかに守っていただけるかということに尽きると思えます。

そこで今、郡上市の個人情報保護条例の中には、一つは匿名化の条項があるかどうか。要するに、個人の名前を防いでしまって、ABCに変えてしまっているような情報を出していくという匿名条項ですね。これを認めているかどうか、条例が認めているかどうか。

2つ目は、オンライン結合条項はあるかないか。これは、それこそデジタルでオンラインで国の機関やあるいは県のほうとつながって、データがさーっと行ってしまうという状況を認めているかどうか。そしてこれらを全部つないでネットワークをつくるのがオンライン結合と言っているんですが、この、失礼しました、自治体クラウドですね、自治体同士をつないで県あるいは国と結びつけているのは自治体クラウドと言います。こういう状況については今の郡上市はどうなっているのかをまず伺います、お願いします。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

匿名化に関する規定につきましては、現行の個人情報保護法では、匿名加工情報として転移されております。匿名化した個人情報を外部に提供し分野横断的に利用することにより、新たなサービスの開発やサービスの向上につなげることを目的として、平成29年度から適用されております。郡上市におきましては、個人情報保護法の一部改正時において、地方公共団体が個人情報保護法の適用を受けないことや制度の運用のための環境が整っていないということで、匿名化に関する事項は取り扱わないこととし条例に規定はしておりません。

オンライン結合につきましては、郡上市個人情報保護条例の第14条に規定をされておりまして、基本的には個人情報をシステムで取り扱う場合、市以外の者とオンラインで接続してはならないというふうに規定されております。その例外規定として、法律等に定めがあるときや審議会の意見を聞いて公益上、特に必要があると認めるとき、これについては、外部とオンライン接続ができるという規定になってございます。市では、総合行政システムにおいて、住民基本台帳ネットワークと

マイナンバー関連で外部接続を行っており、条例に定める法令に定めがある接続のみというふうになってございます。法令に定めがない接続をしようとする場合は、審議会に諮問をした上で接続を検討する必要があるものですが、現段階ではそのような実績はございません。

また、自治体クラウドにつきましては、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに替えて、外部のデータセンターで保有・管理し通信回線を経由して利用できるようにすることで、複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減ですとか住民サービスの向上等を図ることを目的としておりますが、他のシステムとの外部接続を行うことになった場合はオンライン結合に該当するものではございません。

市が利用する行政情報システムは、県内34市町村と岐阜県市町村行政情報センターによるシステムの共同開発でありまして、この共同のシステムを複数の自治体が利用しておりますので、総務省のホームページでも事例紹介をされておりますが、総務省が手にする自治体クラウド型のシステムというふうになっていると思います。

サーバーにつきましては、委託契約による外部契約であります。アクセスは専用線で分離されているのでデータ管理は団体別ということになっておりまして、郡上市の情報のみが管理をされているという状況でございます。

外部との接続につきましては、先ほども言いましたとおり、住民基本台帳ネットワークとマイナンバー関連のみというふうになっております。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 今、御説明頂きましたように、郡上市の個人情報保護条例の中には、原則として外部との接続は認めないと。例えば、先ほどの14条、オンライン結合ですね。ただ、こういう条例、法律で非常に気をつけなきゃならんと言いますか、問題になるのが例外事項なんです。次に指定する場合を除いてはとか、この除かれる中に、今もありましたけれども、説明時に、法令の定めがあればこの限りではないというのが共にあるわけなんです。先ほどのオンライン結合もそうですね、第14条でしたが法令等に定めがあるときはこの限りでない。

それから、自治体クラウド——要するに、通信ネットワークですね、ネットワークで外部に情報を流す場合も法令に定めがあればこれは認めるということです。私が問題にしたいのが、どんな法令にもいろいろこの例外事項というのはあるものなんです。法令に定めがある場合を除くという決定的な言葉は、今回のデジタル改革関連法とどう関連するのか、これはまさに、国のほうでそういう法律がつくられて、さあ、自治体よ、こういう情報を出しなさいというのが来たときには拒否できないのかできるのか。と言いますのは、ちょっと飛躍しますけど、大垣市で住民運動をやって

おった、ただの市民が個人情報を徹底的に調べられて、大垣警察署が民間の事業者にそれを提供したという事件がありました。今、ありましたと言いましたが、今、裁判中ではありますが。これは全くこれに該当する該当することですね。外部へ提供したわけなんです、行政機関。こういうことが市として拒否できるのかどうか。もし要求された場合、大変なかなか難しい問題ではあると思いますが、市の行政としても悩ましいところだと思います、きっと。そういう問題点を私は大変懸念するわけではありますが、その辺をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） 先ほど議員もおっしゃったように、今回の個人情報保護法の改正は、デジタル社会の牽制により利便性の向上や負担軽減、データ活用に関する環境の改善による生産性の向上、それから情報格差の是正などを目的としたデジタル改革関連法の一環で行われるものでございます。デジタル社会形成基本法、それからデジタル庁の設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律などによりまして構成をされているものでございます。このうち個人情報保護法は関係整備法においてこれまで、国、それから地方公共団体、個人情報取扱い事業者、これにおいてそれぞれ個別に規定されていた個人情報に関する規定を一元化し、個人情報を保有する機関ごとで違いがあった基準を補完し、個人情報保護の水準を高めることを主な目的として改正が行われるものでございます。国に関する規定は令和4年度から、それから、地方公共団体に関する規定は令和5年度から適用される見込みとなっております。

新個人情報保護法によりまして、国、地方公共団体、個人情報取扱い事業者等の基準が一元化され、全ての機関が個人情報保護法の適用を受けることとなります。このことによってオンライン結合が自由となり、国、地方公共団体の間で個人情報が自由に取扱いできるようになるのではないかと、こういう点につきましては、現行の個人情報保護法において、目的外利用ですとか外部提供には制限があるほか、安全管理措置も義務づけられております。これらは改正後も引き続き規定されることから、現行の制度と変わりなく安全性は確保されるものであるというふうに思っております。

現在、市の条例に規定がない匿名化に関する規定は、今回の改正により一律で規定をされますが、本人照合や識別は禁止されているほか、それから当該個人情報を復元できないようにすることが条件となっております。このことから、安全性は確保されているというふうに思っております。また、当分の間、県や指定都市以外は匿名情報の提供については任意規定というふうになっておりますので、当市においては現状と変わりなく匿名加工情報の提供を行わない運用法ということになります。

市の個人情報保護条例への影響につきましては、基本的には新個人情報保護法が適用されることとなり、地方公共団体の条例については、特に必要があり内容水準を高める場合は最小限の独自の規定を設けることが認められる見込みでございます。ただし、既定する場合には、既定内容を国の

個人情報保護委員会に届け出なければならないということにはなっておりますが、現在既定されている事項は、引き続き、新個人情報保護法においても規定され、現状と変わることはないことから安全性は確保できるというふうに考えております。

今後、新個人保護法の的確な運用を確保するための国のガイドラインが示される予定となっておりますので、個人情報保護法の地方公共団体に係る部分が適用となる令和5年度までに、市民が安心でき、それから適正な個人情報保護制度につながるようガイドライン等を十分分析をしまして、条例整備について慎重に検討を行う必要があるというふうに考えてございます。

(9番議員挙手)

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 今、御説明頂いた市としての姿勢、私は、本当に何と言いますか、がっちり支持をしていきたいと、個人情報をきちっと守る、従来と変わらないんだという姿勢、本当にそういうふうに維持をしていただきたいと願うばかりであります。例えば、先ほど申しました竹内聡氏、初めてですよね、竹内聡氏があの新聞で書いているようにプロファイリングという捜査が今、できるんですね。何とんでも、AIというやつなんです。あれは恐るべき能力を持っておりまして、匿名化をしたって追跡できる。もう、膨大な資料からそれらを全て読み取って追跡して個人特定ができる能力を持つんです。こういうシステムが導入されてくると、本当に一種のお手上げ状態になってしまう。私たちはこの保護条例でも同じですが、私の情報を守れているということが分かれば止めてくださいという権利があるんです。また、行政が止めなきゃならない、その権利を守らなきゃならない。ところが、漏れているということが分からなかったらどうにもならないんです。実際、先ほど申しました大垣市の情報は、本人によってはもちろん分かりません。だから止めようがない。恐ろしいのは、デジタルのその怖さというのはそこにあると思います。手紙なら分かるんです。こうした観点からすると、このプロファイリングという恐るべき技術を使えば、もう情報はだだ漏れになるという専らのこの状況ではないかと。

それからもう一点、総務省が自治体クラウドや国とのこのオンライン接続の中で、自治体独自のカスタマイズ、すなわち、市はこうするから一般的な情報、オンラインとは違うよということは認めないということですよ。ですから、国やあるいは県と全て歩調をそろえなければならなくなる。ただ、口では自治体の独自性を奪うものではないとは言っていますが、言うだけであって、実際は従わなければならなくなる。そうしなければ、クラウドが使えなくなるとか、こういう措置が出てくるんですよ。ですから、今、部長おっしゃったように、この姿勢、個人の、市民の情報を守り切るという姿勢はぜひ堅持していただきたいし、場合によっては国と戦うことも——ちょっと大きさですけど、必要かなと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は2時35分を予定いたします。

（午後 2時29分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

◎議案第59号から議案第66号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程3、議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてから、日程6、議案第66号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）までの4議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） お願いいたします。議案第66号であります。今までも財産の無償譲渡は幾つかありましたので概要は大体分かりますが、今までとはちょっと違うところもございますので確認をさせていただきたいと思っております。

議案書の最初のページを見ますと、広い面積も狭い面積もいろいろありますが、まずは大変数が多いということは、まず第一点あります。同時に、地目のところを見ますと、保安林が入っていると思っております。この保安林というものは、私の知識によりますと、勝手に木を切ったり現状を変えるわけにはいかない、国土保安上、非常に重要だからこれは改変はできないという前提のところであって、ここを伐採して植林するとか削って平らにするとか、そういうことは不可能のはずであります。ということは、利用はほぼできないと。こういう保安林を地元自治会に無償譲渡するということは、ちょっと、私、合点がいかなかったわけなんです。すなわち、譲渡を受けた自治会のほうも困るのではないかと、直感的に。何か荷物を背負ったようなことにならへんかと思うわけなんです。ですから、一体、この譲渡は市のほうから申し出たのか自治会のほうから要望があったのか、どちらなんやろうという素朴な疑問がございます、この辺をちょっと伺っていきたい。

それから、この保安林というのは、やはりそういうふう将来的に利用と言いますが、先ほど申し上げたようなことはできないという理解でよろしいかどうか。

それから、もう一点、付け加えて、譲渡を受けた土地を自治会が今後どうするかは全く自治会の自由なのか。縛りは何もないのかということなんです。と言いますのは、これだけの土地ですと、ひょっとしたら、あそこ売ってくれよなんて、誰か言い出すかもしれないし、こういう売買や木を

伐採したり植えたりする山林のほうはそれはそれでいいかもしれませんが、要するに、他へ譲渡することは可能かどうかということなんです。もし可能ならば、これは市からただでもらった物で錢をもうけるという——これはちょっと言葉が悪いけども、何か、これでいいのかなという気もしないわけではないんですが、この辺はいかがでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

議員、おっしゃったように、確かに今回の無償譲渡財産の中には夏焼平の1225番10で3万6,866平方メートル、それから小浅柄1230番地1で5万8,040平米というように、面積の大きい保安林が含まれております。

そこでまず、森林経営が不可能な保安林の無償譲渡に関してのメリットはあるのかという御質問についてでございますが、結論から申し上げますと、保安林については森林経営からすれば成り立ちにくい性質のものであるというふうには思われます。ただし、保安林には次のようなメリット、それかデメリット両方あるということでございます。

まず、保安林のメリットのほうですが、一つ目には、保安林に指定された山林は、固定資産税ですとか不動産取得税が課税されない、こういった優遇措置がございます。それから2つ目には、保安林の売買は可能というふうになってございます。なので、先ほどおっしゃったくじ本自治会へ譲渡された後は売却可能であるということが言えると思います。しかし、他の用途には転用できないということでありまして。そして、保安林のデメリットとしましては、土地の開発ができない、土地開発ができないということや、知事の許可なく保安林の地目を外すことはできないということもありますし、流木を伐採するときに県の許可や市への届出が必要となるということがございます。

伐採に関しまして、皆伐については知事の許可が必要というふうになってございまして、さらに伐採した後、再植栽の必要があるということでありまして。ただし、今回の所在地については皆伐はできないということになってございます。

それから、択伐についてですがこれについても知事の許可が必要であるということで、新しく今回の所在地につきましては、択伐の限度が材積の30%もしくは40%というような規定になってございます。ちなみに、1225番10が40%で、その他の所在は30%というふうになってございます。

それから、間伐についてですけれども、市への届出が必要というふうになってございます。ただし、今回所在地では1225番10が材積35%まで間伐が可能ということですし、その他については材積のおおむね20%までの間伐が可能であるというふうにされてございます。

このように、メリット、デメリット両方ございますけれども、森林経営としては成り立ちにくい性質のものであるというふうには思われますが、保安林といえども全く収入が期待できないというよ

うなものでもないというような状況ではあります。

しかしながら、当該土地については旧来からくじ本自治会により管理、運営されているものでございます。今回、全ての筆の登記簿の表題部の所有者欄には、くじ本組とはっきり記載をされておりまして、もともとくじ本組所有の土地であったものでございます。そもそも、昭和22年のポツダム政令によりまして、町内会、部落会、またはその連合会に属する財産を遅滞なく処分しなければならない。さらに、政令施行後、2か月以内に処分されないものは市町村に帰属するというふうにされたことから、郡上市の所有というふうになっているものでありまして、地縁団体への譲渡を可能とするために令和3年1月25日に郡上市名義での所有権保存登記を行いました。今回、無償譲渡の議決を頂き、くじ本自治会に所有権を移転するものでございます。

今回の財産の無償譲渡につきましては、くじ本自治会から強い要望によるものでございますが、くじ本自治会としては金銭的な利益を目的としたものではなくて、やはり自分たちが旧来から所有し管理を続けてきた自分たちの土地を、自分たちの名義にしたいという純粋な思いから、自治会の総意として財産の無償譲渡の要望をされたものでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 大変よく分かりました。戦前からもともと、ある種のこれは入会地のような存在だったのかもしれませんが。それが戦後、市のほうへ所有権が移ったけども元どおりに戻してくれと、大変納得できる答弁でございます。

ただ、一つだけ確認したいのは、もし同様の要望があれば、全く同じようないきさつの要望があれば、それはそれでまたほかの地域もあり得ることかもしれませんが、そうではなしに、純粋にもともと市の所有の土地を無償で譲渡、それは転売が可能であるということは、これは普通はないと考えてよろしいですか。元から市の所有であり、それを無償譲渡を受けてまたそれをよそへ転売なんてことは、これはないだろうというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） そもそも、市の所有であるものにつきましては、それなりの利用目的が公共的な理由で、公益的な理由であれば、それは無償譲渡ということもないとは言えないと思いますが、非常に現実的には少ない事例になろうかと思いますが、そういった合理的な理由があれば譲渡はできるというふうに思っております。

○議長（山川直保君） 以上で通告による質疑は終了いたします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結します。

議案第59号から議案第66号までの4議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました4議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第66号まで、4議案については、6月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(山川直保君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

(午後 2時46分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議員 田 中 やすひさ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員